

V. 社会・経済環境

調査対象地域に係る行政区域は、前述したように、盛岡市、遠野市、稗貫郡大迫町、下閉伊郡川井村の2市1町1村に含まれる。このうち、盛岡市に含まれる地域面積は根田茂川源流部にあたる毛無森国有林413.74ha（対象地域面積の5.7%）のみであることから、本項では盛岡市の記述については省略することとした。

1. 社会・経済

1) 川井村

(1) 土地利用の現況

川井村の総土地面積は56,307ha。岩手県62市町村の平均面積24,636haの約2.3倍に及び、岩泉町、遠野市、雫石町に次ぎ県下で第4番目の区域面積をもっている。しかし、北上山地の中央部に位置するためその殆どが険しい山岳地で占められている。表V-1-1は1990年農林業センサス等から作成した川井村の土地利用の現況である。これからも明らかなように、川井村は村域の91.5%を、林野で占められた典型的な山村である。耕地や集落は、盛岡市と境界をなす区界高原に源をなし村中央部を三陸海岸に向けて東に流れる閉伊川及びその支流である夏屋川、小国川、薬師川等の流域沿いの緩斜地に拓かれ散在している。その面積は村域面積の僅か1.3%を占めるにすぎない。このような自然立地条件はその土地利用の制約を通じて必然的に村の産業構造を規定する。林野が9割余を占めるこの村では、当然、林業が主体にならざるを得ない。豊かな森林資源を背景にした素材生産業、製材業、チップ生産業等の林業及びその関連産業を主体にして、稲作、高原野菜、葉タバコ等の農業、夏山冬里方式による肉用牛生産を中心にした畜産業が村産業の骨格を形成してきた。しかし、高度成長期以降の我が国の産業構造の急激な変化のもとで、農林業を基幹産業とする川井村は大幅な人口流出等社会・経済構造の弱体化を余儀なくされてきたが、近年においても、林業における木材価格の低迷、林業労働者の減少、農業における減反政策、畜産における牛肉の輸入の自由化等はこの村の産業基盤に影響をおよぼしている。他方、近年の余暇利用における自然志向の高まりとともに、閉伊川をはじめとする村内河川での鮎、ヤマメ、イワナ等の釣り客や国定公園早池峰山への登山者等森林レクリエーション人口が増加傾向を示してきている。このような観光・レクリエーション人口の増加を契機にして、自然環境や地場資源を生かした

産業振興が村おこしの基本戦略とされ、雑穀、短角牛、山菜・キノコ等地場資源の高付加価値化のための各種の特産品づくりやその生産・加工・流通面での基盤整備等が図られつつある。

表V-1-1 土地利用の現況（川井村）

（単位：ha・%）

	農 用 地					林 野			宅地	その他	合計
	水田	畑	果樹	採草地	小計	民有林	国有林	小計			
面積	209	322	14	85	631	27,908	23,618	51,526	87	4,060	56,307
構成比	0.4	0.6	--	0.2	1.1	49.6	41.9	91.5	0.2	7.2	100.0

(2) 人口動態

川井村の人口は平成元年10月1日現在で 4,639人である。我が国経済の高度成長が始まる昭和35年以降から現在にいたる川井村の人口は、表V-1-2にみるように、一貫して大幅な減少をつづけてきている。この人口増減は、転出・転入の社会動態と出生・死亡の自然動態の結果でもあるが、川井村では社会動態で常に若年層を中心にして転入を超える転出が続いてきた。これは、川井村の就職機会の少ない産業構造等のもとで都市のストロー効果が強く働いたことによるものであるが、高校・大学への進学率の向上もその一因である。若年層の減少は、当然・逆ピラミッド型の年齢構成となり自然動態に影響を及ぼす。昭和35年に 5.3%にすぎなかった高齢者比率は昭和60年には17.5%にも達し、平成元年における自然動態では35人の自然減をみるに至っている。勿論、この間、過疎法や山村振興法に基づく生活環境の整備や産業振興のための各種事業が実施されてきた。また、織物、精密縫製等の企業誘致による雇用機会の拡大が図られてきた。しかし、地殻的ともいえる我が国の産業経済の急速な構造変化のもとでは大きな効果を発揮し得ないまま現在に至っている。高齢化した人口構成のもとでは、今後とも、人口の減少は避けられないものと思われる。ちなみに平成2年の国勢調査の概数によれば川井村の人口は 4,445人となお減少を続けている。

表V-1-2 人口の推移（国勢調査）

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成元年
	実数	実数 増減率	実数 増減率	実数 増減率	実数 増減率	実数 増減率	実数
総数	9,781人	8,737人 10.7%	7,483人 14.4%	6,348人 15.2%	5,603人 11.7%	5,089人 9.2%	4,639人
0～14歳	3,915	3,322 15.1	2,510 24.4	1,751 30.2	1,268 27.6	953 24.8	
15～64歳	5,348	4,866 9.0	4,293 11.8	3,860 10.1	3,553 8.0	3,246 8.6	
(15～29歳)(a)	2,136	1,539 27.9	1,135 26.3	1,037 8.6	888 14.4	733 17.5	
65歳以上(b)	518	549 6.0	680 23.9	737 8.4	782 6.1	890 13.8	
(a)/総数 若年者比率(%)	21.8	17.6 ---	15.2 ---	16.3 ---	15.8 ---	14.4 ---	
(b)/総数 高齢者比率(%)	5.3	6.3 ---	9.1 ---	11.6 ---	14.0 ---	17.5 ---	

(3) 交通体系

国道は、106号線が閉伊川に沿って村中央部を東西に走り盛岡市と宮古市方面を結び、南北には340号線が遠野市と岩泉方面を結んでいる。県道は、紫波・川井線、大槌・川井線、大川・松草線等の6路線が近隣市町村を結んでいる。この国道、県道を動脈として、村道96路線と農道43路線、林道32路線が毛細血管として村民の生活や産業活動をささえている。

鉄道はJR山田線が国道106号線と交錯しながら村内を東西に走り盛岡市と宮古市を結んでいる。村内には、区界、松草、平津戸、川内、箱石、川井の6つの停車駅がある。

村民や来訪者の足となる公共交通手段としては、国道106号線を経由する盛岡－宮古間の路線バスとJR山田線があるが、その運行本数はそう多くない。いきおい、この村域へのアクセスは自動車为主体にならざるを得ないが、村道は急カーブや幅員が狭い箇所が多い等その整備が望まれている。なお、観光振興の観点から、最近、県道紫波・川井線が舗装され整備される等川井村からの国定公園早池峰山へのアクセスが容易になったが、同時に盗掘等自然環境の維持管理上の問題も生じてきている。

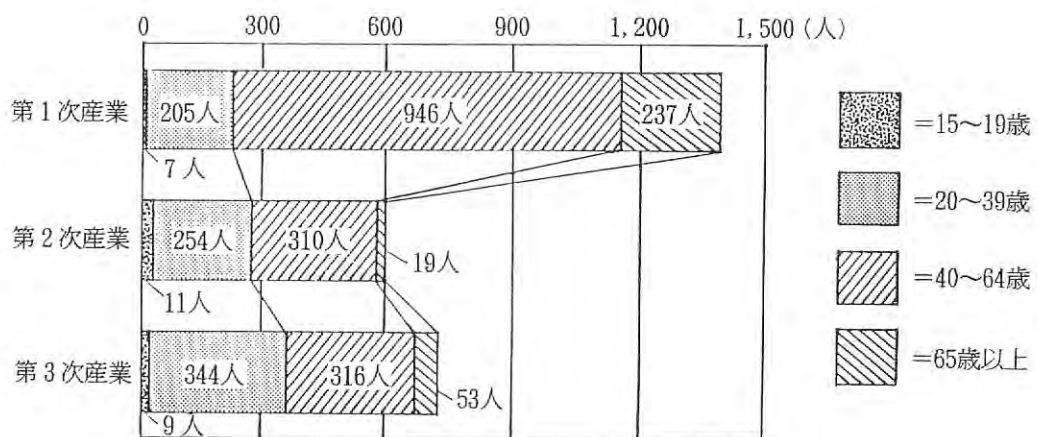
(4) 産業経済の動向

表V-1-3は川井村の産業別の村内純生産額の推移を示したものである。昭和63年度の村内純生産額は約63億円であるが、このうち一次産業は生産額で16億円、総生産額の約26%を占めている。岩手県全体では、純生産総額に占める第一次産業の割合は8.5%にすぎないことからみれば、いかに川井村における第一次産業の占める位置が高いかがわかる。

次に、就業者数は表V-1-4にみるように昭和60年時点で2,711人である。昭和50年の3,143人から就業者数は14%の減少をみていることになる。産業別には一次産業就業者数が51.5%を占め、第二次、第三次産業はそれぞれ21.9、26.6%である。ここ10年間では、一次産業就業者の減少と第三次産業の増加という僅かな構造変化はみられるものの依然として一次産業主体の就業構造である。岩手県全体では一次産業就業者が25.4%、第二次産業が26.3、三次産業が48.3%である。純生産額、就業構造それぞれからみても、川井村の経済が農林業に依存しているかが明らかである。しかし、その担い手という点ではきわめて厳しい実態にある。図V-1-1は就業者の年齢階別構成を示したものである。大半は中・高齢層で占められ、このまま推移すれば村産業の担い手である人的資源が枯渇するという脆弱な就業構造のもとにおかれているのである。では、就業者ひとりあたりの純生産額や村民所得はどのような水準にあるのか。表V-1-5にみ

るように、純生産額、村民所得は県平均の7割りに満たない状態にある。岩手県自体、県民所得では全国ランクで昭和62年度で41位と下位グループに属しているなかでの、その水準である。産業経済面でもいかに厳しい状況下にあるかが理解できよう。

このような状況下にあって、川井村では平成2年9月に樹立した「川井村過疎地域活性化計画」により、農林水産業、商工業、観光にわたる村産業全般の振興を図ることとされている。その基本的な方向は、特産品の開発加工等地域特性を生かした農林業等の振興を図る一方、農林業を増加傾向を辿りつつある観光と有機的に結びつけようとするものである。具体的には、農業におけるレタス等高原野菜のブランド化や肉用牛（短角）の直産システム化、林業での「きのこ類培養育成センター」を核にしたマイタケ、ムキタケ等の産地化等である。また、区界高原、早池峰山への観光入り込み客は平成元年でそれぞれ108千、68千人を数える。その増加を図るための道路、施設等の基盤整備はもとより観光体験農園、岩手短角ロードの祭典の開催等による都市住民との交流の活発化により、同時に、紫蘇ドリンク、牛肉、マイタケ等の特産品の市場拡大を図ろうとしている。このような、在来産業と観光の一体化は、高齢者にその知識・技術の活用をつうじて生きがいをも提供することになる。しかし、この村の資源を生かした新たな「村おこし」を成功に導くには、財政力指数が0.12という厳しい村財政事情のもとで、村自体のみの自助努力には限界がある。国、県等の強力な支援を必要とするだろう。



(資料：昭和60年度、国勢調査)

図V-1-1 年齢別、産業別就業者人口

表V-1-3 産業別純生産の推移

(単位:百万円・%)

		昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	昭和63年
総数	実数	1,168	1,977	4,650	4,965	5,440	6,263
	伸率	--	69.3	135.2	6.8	9.6	
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第一次産業	実数	583	650	1,124	1,994	1,164	1,604
	伸率	--	11.5	72.9	77.4	△41.6	
	構成比	49.9	32.9	24.2	38.5	21.4	25.6
第二次産業	実数	111	615	1,436	1,658	2,188	1,987
	伸率	--	454.1	133.5	15.5	32.0	
	構成比	9.5	31.3	30.9	32.1	40.2	31.7
第三次産業	実数	474	712	2,090	1,521	2,088	2,672
	伸率	--	50.2	193.5	△27.2	37.3	
	構成比	40.6	36.0	44.9	29.4	38.4	42.7

表V-1-4 産業別就業者数

(単位:人・%)

	総数	第1次産業	うち農業	第2次産業	第3次産業
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
年度	(比率)	(B/A)	(C/A)	(D/A)	(E/A)
昭和50年	3,143	1,771	1,442	674	698
	(100.0)	(56.3)	(45.9)	(21.4)	(22.3)
昭和55年	2,861	1,445	1,070	613	803
	(100.0)	(50.5)	(37.4)	(21.4)	(28.1)
昭和60年	2,711	1,395	1,014	594	722
	(100.0)	(51.5)	(37.4)	(21.9)	(26.6)

表V-1-5 村民の純生産額及び分配所得

区分	純生産(総額)	就業者1人	人口1人	全市町村平均に対する割合	
年度	の対前年度 増加率 (%)	当たり 純生産(円)	当たり 分配所得	就業者1人当たり 純生産 (%)	人口1人当たり 分配所得 (%)
昭和50年	--	1,479,608	669,235	81.3	74.5
昭和55年	△6.2	1,722,318	883,386	66.7	67.4
昭和56年	17.8	2,002,351	924,850	75.3	67.7
昭和57年	0.7	1,619,557	710,903	58.7	48.9
昭和58年	1.4	2,118,769	919,955	71.5	58.6
昭和59年	14.1	2,189,618	1,148,573	72.0	71.7
昭和60年	1.1	2,052,535	1,034,327	65.4	63.2
昭和61年	4.7	2,153,690	1,056,058	65.9	62.7
昭和62年	--	2,431,815	1,272,727	69.8	70.9
昭和63年	2.2	2,532,353	1,269,415	67.7	66.5

資料:岩手県統計年鑑

2) 大迫町

(1) 土地利用の現況

大迫町は岩手県中央部に位置し、その土地総面積は24,661haで62市町村の平均的な広さもつ。土地利用は、表V-1-6にみるように、町域の84.3%が森林で占められ農耕地は僅か4.3%にすぎない。いわゆる、経済地帯区分にいう山村に属している。町域に広く分布する山林は、人工林率48%と県平均の44%を上回り林業的利用がすすんでいる。とりわけ、山林の80%を占める民有林ではその58%が人工林化されている。ただし、その過半は戦後造林にかかるものであり、21世紀の資源化に向けた間伐等の保育管理を必要とする。農耕地は、早池峰山を源とし町中央部を西流し北上川に注ぐ稗貫川とその支流や梨の木平等を水源とし町中心部で稗貫川と合流する中居川及びその支流に沿って拓かれている。農耕地の過半は水田として稲作に供されている。畑作としては、畑たばこの作付け面積が最も多く小麦がこれに次いでいるが、近年では町の気象条件を生かした大根等の高冷地野菜づくりが始められている。果樹では、古くから取り組まれてきたぶどう栽培が、今日では県内有数の産地を形成するにいたっている。このぶどうを原料として生産され始めて28年の歴史をもつ町特産エーデルワインは岩手のワインとして近隣に知られるようになり、大迫町の町おこしの起爆剤として期待されている。また、肉用牛、乳用牛約140頭が原野を利用した公共牧場、育成牧場で飼育され畜産もこの町の重要な産業のひとつである。

大迫町は、以上のような農林業を基幹産業とする町ではあるが、他方、観光資源にも比較的恵まれた町でもある。国定公園早池峰と山麓の早池峰神社はその代表的なものである。早池峰山のハヤチネウスイキソウ等の高山植物帯は国の特別天然記念物に指定されているほか、毎年8月1日に開催される早池峰神社例祭で演じられる早池峰神楽は国の重要無形民俗文化財に指定されている。このような有形・無形の観光資源の存在は、その有機的な結合を通じて土地利用型産業の活性化を図り得る可能性をもっている。

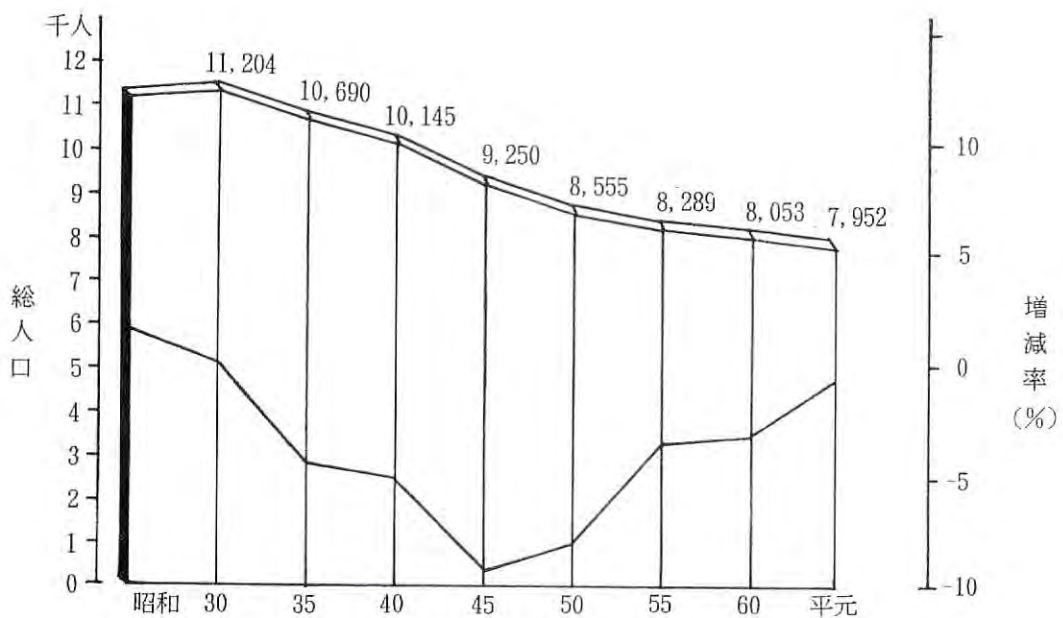
表V-1-6 土地利用の現況（大迫町）

(単位:ha・%)

	農 用 地					林 野			宅地	その他	合計
	水田	畑	果樹	採草地	小計	民有林	国有林	小計			
面積	647	322	79	2	1,060	16,659	4,129	20,788	173	2,640	24,661
構成比	2.6	1.3	0.3	---	4.3	67.6	16.7	84.3	0.7	10.7	100.0

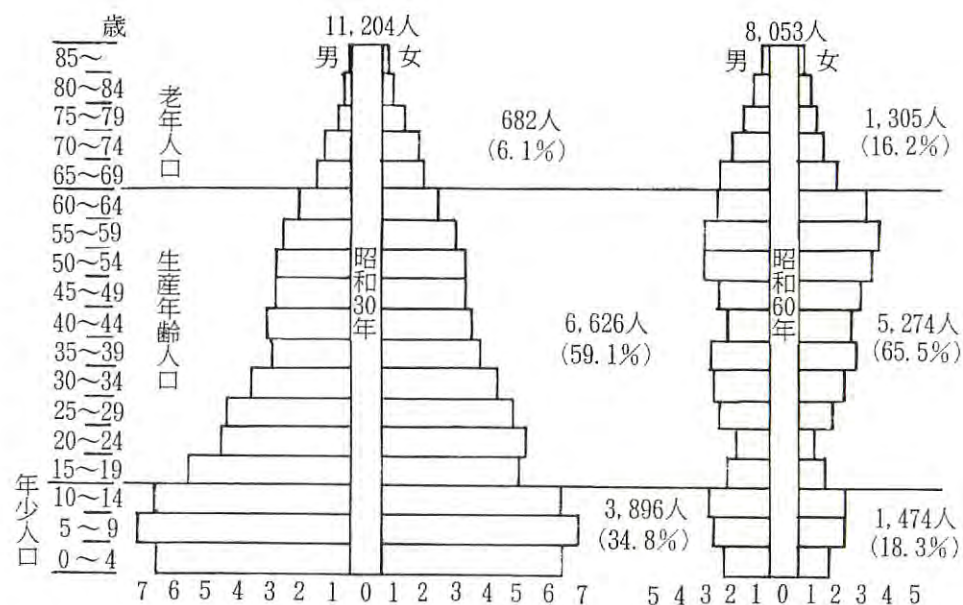
(2) 人口動態

大迫町の人口は、図V-1-2にみるように、平成元年10月1日現在で7,952人である。昭和30年1月に旧大迫町、内川目村、外川目村が合併し現在の大迫町が生まれた時点での人口は11,204人である。この11,204人をピークにして、以降34年間に29%にあたる3,352人、年平均にして0.85%の98.6人の減少をみてきたことになる。川井村ほど激しくはないが、高度成長期以降若年層を中心にした人口の流出がつづいてきた結果、この町の人口の年齢構成もかなりいびつなものとなっている。すなわち、図V-1-3にみるように、昭和30年時点で6.1%であった65歳以上の高齢者比率が昭和60年時点で16.2%を占めるに至っている。このような高齢化の進展は当然人口動態での自然減をもたらすことになる。ちなみに、平成元年では6名の自然減をみている。最近では、企業誘致をはじめとする雇用の場の確保等各種対策により、人口の減少は緩やかなものとなりつつあるが、なお微減状態にある。また、大迫町は盛岡市、花巻市等に近接し交通事情に恵まれているため他市町村との通勤・通学人口の交流も盛んである。昭和60年時点では、大迫町から他市町村への通勤・通学者は911名、他の市町村から大迫町への通勤・通学者は304名である。この点では、大迫町は花巻市、盛岡市等のベッド・タウンとしての側面をもっている。



資料：国勢調査

図V-1-2 人口・人口増減率の推移



資料：国勢調査、毎月人口推計

図V-1-3 年齢別人口構成の推移

(3) 交通体系

大迫町は鉄道の通過しない町である。町域内外へのアクセスは専ら自動車道によることになる。国道は396号線が町の中心地を南北に走り盛岡市と遠野市を結ぶ。この396号線を中心に石鳥谷・大迫線、小国・紫波線等の県道、市町村道等が町域を走り、紫波町、石鳥谷町、東和町、宮守村、川井村を結んでいる。このように路網が縦横に走っているため、自動車によれば、大迫町へのアクセスは比較的容易である。盛岡市から約50分、J R東北新幹線・新花巻駅より20分、花巻空港より30分という位置にある。公共交通機関としては、岩手県交通バスが盛岡市等から運行されているがその本数は多くない。なお、大迫町側からの早池峰山への登山は、“河原の坊コース”とよばれているが、花のシーズン中は新花巻駅から早池峰山のふもとの河原の坊まで直通バスが運行されている。その時期以外の早池峰山や早池峰神社へのアクセスは、大迫町からの岳集落行きの路線バスによることになる。いずれにせよ、公共交通機関による大迫町及び早池峰山へのアクセスの体制は十分整備されているとはいえない。

(4) 産業経済の動向

最近における大迫町の産業別純生産額の推移は表V-1-7のとおりである。町の純生産総額は、年々増加を示し63年度で約102億円と100億円台を超えている。産業別には、第一次産業が16.4%、第二次産業が33.6%、第三次産業が53.5%というシェア構

成であるが、一次産業が相対的にその地位を下げ第二次産業が地位を高めるという構造変化を辿ってきている。一次産業はその地位を相対的に下げているとはいえ、県全体での一次産業のシェア 8.5%からすれば、大迫町は農林業第一次産業への依存度はなお高いといえる。ただし、一次産業生産額の過半を占める林業については62年度に比してその生産額に落ち込みをみせ林業を取り巻く環境の厳しさをうかがわせる。二次産業では、建設業、製造業が伸びをみせ第二次産業の相対的地位の向上に寄与している。第三次産業では、純生産総額約55億円の約35%に相当する19億円をサービス業が稼ぎだしている。早池峰山、早池峰神社やぶどう狩り等恵まれた観光資源の存在によるものと思われる。

次に、就業構造から産業の動向をみてみよう。表V-1-8は昭和55年と60年時点の産業別の就業者数を示したものである。昭和60年時点での就業構成でも農林業の第一次産業が43%と最も多く、大迫町はなお農業を主体とする町であることを示している。しかし、55年時点との対比してみると、純生産額における構造変化を反映して、就業構造面でも一次産業から二次産業への人口シフトがみられ、逐次工業化が進展しつつあるといえよう。なお、第三次産業ではサービス業従事者に伸びがみられる。早池峰山国定公園への観光入り込み客は平成元年で9万4千人で62年以降増加を示している。町全体としての観光客数は明らかでないが、サービス業就業者の増加は観光客の増加によるものであろう。

では、就業者一人当りの純生産額や人口一人当りの分配所得はどのような水準にあるのか。表V-1-9にみるように、昭和63年度における一人当りの純生産額は約246万円で人口一人当りの分配所得は145万円である。県平均にたいしては、純生産額で65.7%、分配所得で76.1%の水準にある。このようなきわめて低い水準におかれているのは、就業構成における農林業従事者、人口構成における高齢者の占める比率がそれぞれ高いことに起因しているものと考えられる。

以上のような産業経済のもとで、大迫町は依然として人口の減少をつづけ、高齢化が進みつつある。このような状況下にあって、大迫町では「新大迫町総合開発計画」に基づき“自然と産業が共生する豊かでふれあいに満ちた地域社会の町”づくりのため各種の施策が展開されてきている。すなわち、ぶどう栽培でのワイン専用種や高級品種の導入、高冷地野菜づくり、椎茸栽培や集団間伐の実施等による農林業の振興、商工業における企業誘致やワインに関連した特産品づくり、町立の山岳博物館の建設等による観光基盤の整備等である。この総合開発計画は平成4年度でその役目をおえることになる。

人口減少を完全に止めるという役割までは果たせなかったが、その町づくりにおいて、昭和63年度全国農山村アメニティ・コンクールでは優秀賞に輝く等の成果をあげてきている。平成4年度以降は、また、新たな計画のもとに地域の自然環境と調和した産業の振興等の町づくりが進められることとなろう。なお、稗貫川上流の内川目落合地区に県営の「早池峰ダム」が建設されつつある。平成12年に完成が予定されているこの多目的ダムは、農工業の振興だけでなく新たな観光資源としてもその役割が期待されている。

表V-1-7 産業別純生産

(単位:千円・%)

総 計		第1次産業		第2次産業		第3次産業		(控除)帰属利子	
純生産	構成比	純生産	構成比	純生産	構成比	純生産	構成比	純生産	構成比
8,718,734	100.0	2,059,558	23.6	2,161,702	24.8	4,841,250	55.5	△343,776	△3.9
8,757,117	100.0	2,092,713	23.9	2,061,021	23.5	4,930,524	56.3	△327,141	△3.7
8,364,159	100.0	1,837,594	22.0	2,057,919	24.6	4,759,983	56.9	△291,337	△3.5
8,848,146	100.0	1,955,513	22.1	2,101,089	23.8	5,142,544	58.1	△351,000	△4.0
9,143,186	100.0	1,727,747	18.9	2,700,573	29.5	5,070,840	55.5	△355,974	△3.9
9,321,869	100.0	1,678,942	18.0	2,648,962	28.4	5,326,078	57.1	△332,105	△3.5
10,239,636	100.0	1,680,784	16.4	3,441,244	33.6	5,477,967	53.5	△360,361	△3.5

表V-1-8 産業別就業者数

(単位:人・%)

年度 産業分類	昭和55年			昭和60年		
	男	女	合 計	男	女	合 計
第1次産業	998	1,158	2,156	965	1,060	2,025
構成比			45.4			43.1
第2次産業	785	343	1,128	773	490	1,263
構成比			23.8			26.8
第3次産業	872	592	1,464	837	597	1,416
構成比			30.8			30.1
総数	2,651	2,094	4,748	2,578	2,129	4,707
構成比	55.8	44.2	100.0	54.8	45.2	100.0

表V-1-9 純生産額及び分配所得

区分	就業者1人当り純生産(円)	人口1人当り分配所得(円)	県平均に対する比率(%)	
年度			純生産	分配所得
昭和62年	2,222,138	1,449,062	63.8	80.7
昭和63年	2,457,316	1,451,351	65.7	76.1

資料:岩手県統計年鑑

3) 遠野市

(1) 土地利用の現況

柳田国男の「遠野物語」で知られる遠野市は岩手県の東南部に位置し、総土地面積はほぼ琵琶湖に等しい66,038haと岩泉町に次ぎ県下で2番目に広い行政域をもつ。ただし、その地勢は盆地である。すなわち、早池峰山、六角牛山、石上山の遠野三山や高清水山、種山等の1,000m前後の山岳に四周を囲まれ、薬師岳を源とする猿ヶ石川が中央部を走り、これに大小の河川が合流し遠野盆地を形成している。市街地は盆地の中心部に、耕地は各河川沿いに拓かれている。このような地勢は当然土地利用に反映する。表V-1-10にみるように、81.6%は林野で農耕地は7%を占めるにすぎない。広大な林野をもつ遠野市は林業の街でもある。林野の林業的利用が進み、人工林率は61%にも達している。農業では稲作が主体をしめるが、畑作では葉タバコ、ホップの生産も行われ、葉タバコの生産は全国でも上位をしめる。寒冷な気象条件を利用した高原野菜やりんどう等の花卉生産も行われている。果樹はりんごが主体である。また、畜産もこの市の重要な産業のひとつであり、肉用牛、乳用牛の飼育頭数は930頭を数える。

このように、遠野市は土地利用の側面では農業・林業・林畜産を産業基盤にした街であるが、他方では観光の街でもある。「民話のふるさと」として知られ、有形・無形の観光資源をもつこの街で毎年実施される「遠野まつり」には多くの観光客が訪れるようになっている。今後、農林業も第三次産業的な要素を備えることがより強く求められることになるだろう。

表V-1-10 土地利用の現況（遠野市）

(単位:ha・%)

	農 用 地					林 野			宅地	その他	合計
	水田	畑	果樹	採草地	小計	民有林	国有林	小計			
面積	2,940	1,081	154	456	4,630	28,798	25,084	53,882	556	6,970	66,038
構成比	4.5	1.6	0.2	0.7	7.0	43.6	38.0	81.6	0.8	10.6	100.0

(2) 人口動態

遠野市の人口は平成2年10月1日現在で、28,954人である。表V-1-11にみるように、昭和29年12月1日に1町7ヶ町村が合併し遠野市となった直後の昭和30年には37,088人を数えた。以降、年々人口減少が続き、現在に至っている。この人口減少は、社会動態における転出超過によるものであるが、表V-1-12にみるように、平成元年には自然動態でも自然減をみるに至っている。このような人口減少は、当然年齢構成面に歪みをもたらす。昭和60年時点で、65歳以上の高齢者が市人口に占める比率は14.9%であった。現在ではさらに高齢者比率が高まり、その傾向は当分の間は避けられないものと思われる。勿論、この間、近代田園都市建設を目標にした新市建設計画等に基づき道路網や産業基盤の整備につとめてきた。現在では「トウノピアプラン」のもとで、生産加工・健康文化・博物公園都市の建設に向けた諸施策が展開されている。平成3年2月策定の遠野市総合計画では平成7年の目標人口を31,206人としている。諸施策の展開が、若年層の定着等により、人口流出の歯止めにつながることが期待されることである。

表V-1-11 人口の推移

(各年10.1現在)

年次	30	40	50	55	60	2
人 総数(人)	37,088	35,432	31,583	31,056	30,038	28,954
男(人)	18,364	17,018	15,112	15,012	14,416	13,805
女(人)	18,724	18,414	16,471	16,044	15,622	15,149
世帯数(世帯)	6,491	7,730	8,100	8,290	8,440	8,328
一世帯当り人員(人)	5.71	4.58	3.90	3.75	3.56	3.48
階人 0~14歳(人)	13,354	11,111	7,425	6,618	5,997	---
層 15~64歳(人)	21,867	22,050	20,979	20,677	19,555	---
別口 65歳以上(人)	1,867	2,271	3,179	3,761	4,486	---

資料:国勢調査

表V-1-12 人口動態

年次	61	62	63	元	2
自 動 出 生(人)	326	281	276	235	280
死 亡(人)	236	233	249	268	301
然 態 自然増減(人)	90	48	27	△33	△17
社 動 転 入(人)	987	839	890	898	868
転 出(人)	1,306	1,187	1,139	1,161	976
会 態 社会増減(人)	△319	△348	△249	△263	△108

資料:自然動態(衛生年報)、社会動態(市民課)

昭和62年以降は、岩手県人口移動調査報告書による(市民課)

(3) 交通体系

遠野市へのアクセスは鉄道と自動車道がある。鉄道は、盛岡・花巻市と釜石市を結ぶＪＲ釜石線が走り市域には遠野はじめ７つの駅がある。自動車道は、国道 107号線のほか 283号線、340号線、396号線が市内で集合・離散しながら、盛岡市、花巻市、北上市、川井村、釜石市、陸前高田市等の周辺市町村を結んでいる。これらの国道を中核にして、県道、市道等が各河川沿いに各集落に伸び路網を形成している。

公共交通手段としては、ＪＲ釜石線の急行が花巻－遠野間を一時間前後で結び、また、岩手県交通のバスも盛岡市からも運行されている。なお、早池峰山登山の遠野コースとしては、大出集落、又一の滝、薬師堂、小田越を経る大出コースと荒川高原、小田越を経る荒川高原コースがある。

(4) 産業経済の動向

遠野市の昭和63年度における純生産総額は、表Ⅴ－１－13にみるように、約 413億円である。産業別構成では第一次、第二次、第三次産業が、それぞれ16.2、25.6、61.7％を占める。第一次産業では農業が59億円とその生産額の88％を占める。広大な面積をもつ林業は資源が成熟過程にあること等から6億7千万と生産額に占めるシェアは大きくない。二次産業では、建設業、製造業が51、52億円とほぼ同額の生産額であるが、対62年度比では製造業に大きな増加がみられる。第三次産業では、サービス業が94億円で約4割のシェアを占め卸売り・小売業・金融・保険・不動産業がこれに次ぎ、市の産業面で観光が重要な位置を占めていることを示している。

次に、産業別の就業構造についてみる。表Ⅴ－１－14にみるように、昭和60年10月1日時点での就業者総数は16,305人で、産業別構成では第一次、第二次、第三次産業がそれぞれ39.5、24.3、36.2％を占める。就業構造の面からは第一次産業、とりわけ農業の占める地位がなお高い。就業構造の変化を昭和30年時点からの30年間の長いタームでみれば、第一次産業から第二次、第三次産業への就業人口のシフトがみられるが、昭和55年と60年の5年間に限ってみると、第一次産業で就業者の増加し第二次、第三次産業で減少するという逆流減少がみられる。これは、農業就業者の増加によるものではあるが、高齢者の他業種からの再就業によるものかどうか等、その実態は統計ではつかめない。なお、二次産業では製造業従事者が、三次産業ではサービス業従事者が増加する等それぞれの産業内でも構造変化が進展しつつあるようだ。

では、従業員一人当たりの純生産額や市民一人当たりの分配所得はどのような水準にあるのか。岩手県統計年鑑によれば、遠野市の昭和63年度における従業員一人当たりの純生産

額は 267万 9 千円である。これは県平均 374万 1 千円の71.6％に相当する。また、市民一人当りの分配所得は 147万 6 千円で県平均の77.4％に相当する。このように、遠野市も生産額、分配所得でもきわめて低い状況下にある。

以上のような厳しい産業経済の下にあって、遠野市では「トオノピア」構想に基づき田園都市〈遠野〉づくりに取り組んでいる。その三つの目標は、①大地と光と水と緑の生産加工都市、②明るく人間性豊かな健康文化都市、③自然と歴史と民俗の博物公園都市、の形成である。このうち、①では農業・林業・畜産を基幹にした特産物の振興やクリーンな工業の誘致により産業間の連携を強化し農・工・商一体になった付加価値の高い生産加工都市の形成を目指している。また、この指標として、平成3年2月に策定した遠野市総合計画では目標年次である平成7年における産業別の純生産額、就業人口構成、労働生産性等の具体的な数値を明らかにしている。これによれば、平成7年における純生産額を昭和63年度の 413億円から 558億円へと35％の伸びを見込み、第一次、第二次、第三次産業別にはそれぞれ12.4、30.5、60.7％の産業構成としている。その裏打ちとなる就業者総数は17,419人で第一次、第二次、第三次産業別の構成はそれぞれ31.2、28.2、40.6％である。すなわち、第二次、第三次産業の振興に大きな期待がこめられているのである。②については、経済合理主義のもとでともすれば失われがちな人間性、その人間性豊かな市民社会を教育、文化、スポーツを通じて形成していこうとするものである。このための行政開催、施設整備等が進められることになる。③については、この市のもつ豊かな歴史・文化的資産を保存し後世に継承していこうとするものであるが、単に市民のみならず広く国民全体の〈心のふるさと〉としての街づくりを目指しているものである。既に、遠野まつり等のイベントや南部サミット等が開催されている。このようなイベントや会議の開催等を通じて他市町村との友好連携をも深めていこうとしているのである。いずれにせよ、「トオノピア」構想は意欲的である。農林業や地域社会を取り巻く環境はますます厳しさを加えつつある。「トオノピア」の実現には、市民が一丸になった力強い取り組みを必要とするものと思われる。

表V-1-13 産業別純生産額

区 分	昭 和 62 年 度		昭 和 63 年 度		対 前 年 度	対前年度
	実績(千円)	構成比(%)	実績(千円)	構成比(%)	増加額(千円)	増加率(%)
総 数	39,419,123	100.0	41,315,566	100.0	1,896,433	4.8
第 1 次 産 業	6,440,653	16.3	6,709,283	16.2	268,630	4.2
うち農業	5,700,989	14.5	5,918,749	14.3	217,760	3.8
第 2 次 産 業	9,629,510	24.4	10,571,918	25.6	942,408	9.8
第 3 次 産 業	24,732,773	62.7	25,510,052	61.7	777,279	3.1
(控除)帰属利子	1,383,813	3.5	1,475,697	3.6	91,884	6.6

表V-1-14 就業者数の推移

(各年10.1現在)

年次	30		55		60	
区分	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
総 数	18,232	100.0	16,703	100.0	16,305	100.0
第1次産業	12,837	70.4	6,262	37.5	6,443	39.5
第2次産業	1,636	9.0	4,337	26.0	3,958	24.3
第3次産業	3,759	20.6	6,094	36.5	5,900	36.2

参 考 文 献

岩手県統計年鑑：平成元年版、岩手県統計協会、平成3年3月。

1990年農業センサス：岩手県統計書（林業編）：農林水産省情報統計部、平成3年7月。

川井村村勢概要：川井村、1988。

川井村過疎地域活性化計画：川井村、平成2年9月

大迫町町勢要覧：大迫町、1990年。

遠野市勢要覧：遠野市、1991年6月。

2. 地域林業・国有林の役割

1) 地域林業の概況

早池峰山は岩手県の中央部に位置し北上山地の最高峰である。このため、早池峰山に連なり東西南北に走る稜線や河川は、それぞれ異なった自然立地を生み出し、いくつかの経済圏や林業圏を形成することになる。すなわち、早池峰山を取り巻く市町村は川井村、大迫町、遠野市、盛岡市の四市町村であるが、川井村は下閉伊郡、大迫町は稗貫郡に属しそれぞれ行政域を異にしている。森林・林業行政面でも、市町村毎に民有林はそれぞれ異なった森林計画区や林業圏に属し、国有林についてもそれぞれ個々の営林署の管理の下にある。

ここでは、早池峰山にかかる行政区域が僅少にすぎない盛岡市を除く、三市町村域を対象として、その林業の現況を概観することとする。なお、民有林については、川井村は県央臨海林業圏に属し宮古地方振興局、大迫町は県南内陸林業圏に属し花巻地方振興局、遠野市は県南臨海林業圏に属し遠野地方振興局の行政下にある。また、国有林については、川井村は久慈・閉伊森林計画区に属し川井営林署の管轄下であり、大迫町及び遠野市は北上川中流森林計画区に属しそれぞれ花巻営林署、遠野営林署の管轄下にある。

(1) 森林資源の現況

表V-2-1に示すように、三市町村の森林面積は126,196haである。これは県全体の森林の11%に相当する。森林率は86%と高く、県平均の76%を大きく上回る。所有形態別では民有林58%、国有林42%の構成であるが、国有林率でも県平均の32%を大きく上回っている。民有林ではその80%が私有林である。国有林は早池峰山及びそれから派生する遠野三山等脊梁部に広く分布するため、それらの森林は水源涵養・国土保全や保健休養等の公益的機能の維持・発揮が強く要請される。ちなみに、この地域全体の森林のうち35,806ha、約3割が水源涵養、土砂流出防備等の保安林に指定されているが、その64%は国有林である。また、早池峰山国定公園の全域は国有林である。

次に森林の資源構造についてみる。表V-2-2は人工林・天然林別の構成を示したものである。地域全体の人工林率は約50%に達している。県平均が44%であるから、人工林化が進んだ地域といえる。民有林、国有林別にはそれぞれ49.7%、49.5%と差はない。ただし、市町村別には遠野市での人工林化が著しい等の違いがある。では、資源の成熟度はどうか。表V-2-3は人工林、天然林の林齢構成をみたものである。人工林はその94%が40年未満の弱壮齢林で占められている。一応、伐採可能と思われる41年生の林分の占める比率は県全体で5.7%にすぎない。これからみれば、県内では成熟度の

進んだ地域とはいえるが、全国の11.1%、東北6県の9.2%との比較ではその成熟度は低い水準にある。他方、天然林についても60年生以下が約60%を占めている。ただし、61年生以上の占める比率は全国で14.5%、岩手県で3.4%にすぎないことからみれば、天然林についてはその成熟度は高い水準にある。しかし、これは国有林の存在にもよるので、民有林のみでは僅か1.1%に過ぎない。樹種別には、表V-2-4に示すように、人工林ではカラマツが22,149ha、37.1%と最も多く、スギの34.1%、アカマツ・クロマツの26.9%とこれに次ぎ、この三樹種が人工林を構成する。広葉樹は特用樹が主で僅か0.4%に過ぎない。天然林については、表V-2-5にみるように、その92%が広葉樹林である。広葉樹林は13%を占めるブナ林のほかは多種・多様な樹種で構成される混成広葉樹林である。表V-2-6は森林蓄積を示したものである。総蓄積は約1,500万m³で県全体の11.2%に相当する。人工林、天然林別には天然林が、民有林、国有林別には国有林が多い。ha当り蓄積は119m³。全国の124 m³、県の120m³より少ない。これは人工林の成熟度の低さによるものである。

表V-2-1 森林面積の現況

単位：ha, %

区 分	総 数 (A)	国有林 (B)	民 有 林 (C)				国有林率 (B/A) %
			小 計	森林開 発公団	公有林	私 有	
総 数	126,196	52,831	73,365	2,819	11,713	58,833	41.9
川 井 村	51,526	23,618	27,908	2,021	5,201	20,686	45.8
大 迫 町	20,788	4,129	16,659	—	2,292	14,367	20.0
遠 野 市	53,882	25,084	28,798	798	4,220	23,780	46.6

資料：1990年農林業センサス

表V-2-2 人・天別の森林面積

単位：ha, %

区 分	総 数	樹 林 地							竹林	伐跡地	未立木地	人工林率 (B/A) %
		計 (A)	人 工 林 (B)			天 然 林						
			小 計	針葉樹	広葉樹	小 計	針葉樹	広葉樹				
総 数	126,196	120,284	59,703	59,466	237	60,581	4,725	55,856	7	3,349	2,556	49.6
川 井 村	51,526	48,165	18,425	18,297	128	29,740	2,704	27,036	1	2,368	992	38.3
大 迫 町	20,788	20,205	9,775	9,747	28	10,430	799	9,631	—	150	433	48.4
遠 野 市	53,882	51,914	31,503	31,422	81	20,411	1,222	19,189	6	831	1,131	61.0

資料：1990年農林業センサス

表V-2-3 人工林、天然林の林齢構成

単位: ha, %

区 分	人 工 林				天 然 林			
	計	10年以下	11~40年	41年以上	計	10年以下	11~60年	61年以上
総 数	59,703	11,379	44,136	4,188	60,579	1,711	36,040	22,828
川 井 村	18,425	4,286	13,836	303	29,740	552	16,900	12,288
大 迫 町	9,775	1,562	7,752	461	10,430	241	7,228	2,961
遠 野 市	31,503	5,531	22,548	3,424	20,409	918	11,912	7,579
構成比 (%)	100.0	19.1	73.9	7.0	100.0	2.8	59.5	37.7

資料: 1990年農林業センサス

表V-2-4 人工林の樹種別面積

単位: ha, %

区 分	総 数	針 葉 樹						広 葉 樹			
		計	ス ギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他	計	くぬぎ な ら	ぶな	その他
総 数	59,703	59,466	20,332	603	16,069	22,149	313	237	35		202
川 井 村	18,425	18,297	3,390	9	5,575	9,238	85	128	7		121
大 迫 町	9,775	9,747	5,477	3	2,897	1,342	28	28	—	—	28
遠 野 市	31,503	31,422	11,465	591	7,597	11,569	200	81	28		53
構成比 (%)	100.0	99.6	34.1	1.0	26.9	37.1	0.4	0.4	0.1		0.3

資料: 1990年農林業センサス

表V-2-5 天然林の林種別面積

単位: ha, %

区 分	総 数	針 葉 樹			広 葉 樹			
		計	アカマツ クロマツ	その他	計	くぬぎ な ら	ぶ な	その他
総 数	60,579	4,725	1,998	2,727	55,854	25	7,131	48,698
川 井 村	29,740	2,704	332	2,372	27,036	8	3,676	23,352
大 迫 町	10,430	799	698	101	9,631	—	1,363	8,268
遠 野 市	20,409	1,222	968	254	19,187	17	2,092	17,078
構成比 (%)	100.0	(7.8)	3.3	4.5	(92.2)	0	11.8	80.4

資料: 1990年農林業センサス

表V-2-6 森 林 蓄 積

単位: 100m³, %

区 分	総 数			国 有 林			民 有 林		
	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林
総 数	149,845	68,423	81,422	61,476	23,987	37,489	88,369	44,436	43,933
川 井 村	58,499	17,087	41,412	29,489	7,592	21,897	29,010	9,495	19,515
大 迫 町	28,500	13,912	14,588	5,165	1,068	4,097	23,335	12,844	10,491
遠 野 市	62,846	37,424	25,422	26,822	15,327	11,495	36,024	22,097	13,927
構成比 (%)	100.0	45.7	54.3	41.0	16.0	25.0	60.0	29.7	29.3
				100.0	39.0	61.0	100.0	50.3	49.7

資料: 1990年農林業センサス

(2) 林業生産を担う主体の動向

ア. 林 家

林家とは 0.1ha以上の山林を保有する所帯である林業事業体である。表V-2-7は林家数及び林家の保有する山林面積を掲げたものである。この地域の林家総数は 4,448 戸で、その88.6%は農家林家である。また、林家が保有する山林面積は 32,757haで、この地域の民有林の44.6%、私有林の55.7%に相当する。林家は、地域の森林の管理や林業生産活動の重要な担い手でもある。以下、林家の山林の保有構造や林業生産活動の動向を1990年林業センサスの情報から明らかにしてみよう。

表V-2-8は林家の山林の規模別の保有構造を示したものである。これによれば、保有規模 5 ha未満の林家が60.3%を占める。全国的には 5 ha未満の林家が約 9 割を占めることからすれば上位に属すだろうが、経営という側面では零細な保有構造にあることにはちがいない。表V-2-9は保有規模 1 ha以上の林家の主業構成を示したものである。林業を主業とする林家は 1 %に満たない実態にある。林家の殆どは、農業やサラリーマンという恒常勤務で生計を維持していることになる。勿論、これは先にみたように、保有山林がまだ育成過程にあることにもよる。では、保有山林への育林投資や植伐頻度はどうか。表V-2-10は、過去一年間に保有山林に下刈等を実施した林家数を示したものである。植林は 174戸、実施戸数率で4.9 %、下刈等は 851戸、23.7%とそれぞれの実施率は低い水準にある。ちなみに、1980年には植林を実施した林家は933 戸、下刈等は 1,192戸を数えた。10年前とは、拡大造林や下刈等保育対象地の減少にもよるだろうが、材価の低迷等林業を取り巻く環境の悪化や過疎化に伴う林業労働力の減少等が林業生産活動を鈍らせているものと思われる。表V-2-11は、同様に、保有山林 1 ha以上の林家で過去一年間に林産物を販売した林家数を示したものである。3,586戸の林家のうち林産物を販売した林家は僅か 234戸、 6.5%に過ぎない。ちなみに、1980年では、 4,283戸のうち 679戸、15.9%の林家が林産物を販売している。ここでも、林家の家計と林業との関係が急速に希薄化してきている事実が明らかである。

外材の定着等による材価の低迷等林業を取り巻く環境は厳しいが、なかでも山村の過疎化に伴う林家の不在村化や林業労働力の減少は林業にとって深刻な問題である。表V-2-12は、在村・不在村別の私有林面積を示したもののだが、この地域での不在村私有林面積の占める比率は 9.4%である。全国の21.8%、県の10.7%に比し在村率はなお高い水準にはある。しかし、1980年時点では 8.8%である。この地域でも緩や

かではあるが不在村化が進展している。表V-2-13は、この地域の林家のうちで林業に従事した1980年と1990年における世帯員数を示したものである。1990年における林業従事世帯員は1,371人で1980年の55.1%の水準にある。じつに、1980年からの10年間に半数近い減少をみていることになる。このような、林業従事世帯員の大幅な減少は必要とする自己保有山林での管理や下刈等保育作業を直接雇用や請負・委託によらせることになる。表V-2-14は、自己の山林を他人に任せている林家数及び主な任せ先である。山林の管理を他人に任せている林家は僅か2.1%である。全国の6.1%に比べ低い水準にあり保有山林はなお自己管理の下におかれているようである。他方、自己保有山林での下刈等保育作業等への労働投下については林業従事世帯員の大幅な減少に伴い委託・請負によらざるを得ない。そこでは、当然専門的な林業労働者の存在が必要となる。表V-2-15は雇われ先別の林業専門労働者数（年間150日以上雇用）を掲げたものである。これによれば、この地域での林業専門労働者は1990年で301名である。1980年には746名を数えた林業専門労働者が、この10年間に実に6割の減少をみている。もっとも、これには営林署が含まれていることにもよるが、今後林家の山林作業の担い手として期待される森林組合でも大幅な減少をみている。そのなかであって、ひとり「その他」だけが増加している。「その他」は個人、いわゆる“一人親方”といわれる造林、素材業者が主であると思われる。専門林業労働者を束ね、林家の保有山林の各種作業の担い手としてこの「その他」は重要な役割を果たしてきたことになる。ただ、今後とも林業生産の担い手たりうるかどうかについては、一般にいわれているように、雇用条件等の点で問題が残されているものと思われる。

以上、地域林業や森林管理の担い手である林家の実状は、1990年センサス情報によるかぎり、この地域でも決して明るいものではない。全国にみるほどの深刻さはないにしても、林業を取り巻く厳しい環境はこの地域の林家林業に落とす影をじわじわと濃くしつつあるようである。

表V-2-7 林家数及び保有面積

単位：戸，ha

区 分	林 家			保 有 面 積		
	総 数	農家林家	非農家 林 家	総 数	農家林家	非農家 林 家
総 数	4,448	3,843	605	32,757	18,728	14,029
川 井 村	620	532	88	9,133	8,419	714
大 迫 町	1,018	887	131	9,323	8,619	704
遠 野 市	2,810	2,424	386	14,301	1,690	12,611
構成比 (%)	100.0	88.6	11.4	100.0	57.2	42.8

資料：1990年農林業センサス

表V-2-8 山林の保有規模別林家数

単位：戸，%

区 分	総 数	1ha未満	1～5ha	5～50ha	50～100ha	100ha以上	農家林家	非農家林家
総 数	4,448	862	1,880	1,646	38	22	3,843	605
川 井 村	620	72	180	337	20	11	532	88
大 迫 町	1,018	115	377	512	12	2	887	131
遠 野 市	2,810	675	1,323	797	6	9	2,424	386
構成比 (%)	100.0	19.4	42.3	37.0	0.8	0.5		

資料：1990年農林業センサス

表V-2-9 林家の主業構成（1ha以上）

単位：戸，%

区 分	計	恒常的 勤 務	出 か せ ぎ	日 雇 臨時雇	自 営 業	
						林 業
総 数	3,586	1,431	156	390	1,609	32
川 井 村	548	183	26	135	204	13
大 迫 町	903	417	75	135	276	9
遠 野 市	2,135	831	55	120	1,129	10
構成比 (%)	100.0	40.0	4.4	10.9	44.8	0.9

資料：1990年農林業センサス

表V-2-10 保有山林の作業別林家数（1ha以上）

単位：戸，％

区 分	林 家 数	植 林		下 刈 など		間 伐		主 伐	
		実 施 林 家 数		実 施 林 家 数		実 施 林 家 数		実 施 林 家 数	
			委託・請負		委託・請負		委託・請負		委託・請負
総 数	3,586	175	26	851	142	332	97	40	25
川 井 村	548	18	2	73	9	25	5	4	1
大 迫 町	903	104	12	370	49	129	28	17	9
遠 野 市	2,135	52	12	408	84	178	64	19	15
実施林家率（％）	100.0	4.9	(14.9)	23.7	(16.7)	9.3	(29.2)	1.1	(62.5)

資料：1990年農林業センサス

表V-2-11 林産物販売林家（1ha以上）

単位：戸，％

区 分	総 数	販売なし	販 売 林 家				
			林家数	用 材		楳木用 原 木	林 野 特産物
				立木で	素材で		
総 数	3,586	3,352	234	138	85	13	2
川 井 村	548	507	41	34	5	3	2
大 迫 町	903	798	105	61	41	4	—
遠 野 市	2,135	2,047	88	43	39	6	—
構成比（％）	100.0	93.5	6.5				

資料：1990年農林業センサス

表V-2-12 在村、不在村別私有林面積

単位：ha，％

区 分	総 数 (A)	在村者	不 在 村 者			不在村面積 率(B/A)％
			計 (B)	県 内	県 外	
総 数	58,833	53,324	5,509	4,822	687	9.4
川 井 村	20,686	19,595	1,091	962	129	5.3
大 迫 町	14,367	12,621	1,746	1,561	185	12.2
遠 野 市	23,780	21,108	2,672	2,299	373	11.2

資料：1990年農林業センサス

表V-2-13 林業に従事した世帯員数

単位：人，%

区 分	年 次	総 数	自営林業	雇われが主	1990/1980
総 数	1990	1,371	1,069	302	55.1
	1980	2,489	1,853	636	
川 井 村	1990	211	107	104	43.0
	1980	491	219	272	
大 迫 町	1990	494	411	83	75.1
	1980	658	549	109	
遠 野 市	1990	666	551	115	49.7
	1980	1,340	1,085	255	

資料：1990年農林業センサス

表V-2-14 山林の管理を他人にまかせている林家数（1 ha以上）

単位：戸，%

区 分	林 家 総 数	まかせて いる林家	主 な ま か せ 先			
			森林組合	山守・ 山 番	団体等	その他
総 数	3,586	76	16	1	24	35
川 井 村	548	10	3	—	5	2
大 迫 町	903	3	1	1	—	1
遠 野 市	2,135	63	12	—	19	32
構成比 (%)	100.0	2.1				
		100.0	21.1	1.3	31.6	46.1

資料：1990年農林業センサス

表V-2-15 林業専業労働者数（雇われ先別 150日以上）

単位：人

区 分	総 数	営林署	地方公 共団体	森 林 組 合	各種団体 ・ 組 合	会 社	その他
総 数	301	13	—	63	88	31	106
川 井 村	76	2	—	—	19	7	48
大 迫 町	62	—	—	40	2	4	16
遠 野 市	163	11	—	23	67	20	42
構成比 (%)	100.0	4.3	—	20.9	29.2	10.3	35.2

資料：1990年農林業センサス

イ. 国有林（営林署）

この地域の国有林を管理経営するのは川井、花巻、遠野の三営林署である。表V-2-1でみたように、この地域の国有林は52,831ha全森林の41.9%を占める。この国有林を管理経営する営林署は、管理や造林、伐採等の生産活動を通じて、地域の社会・経済と大きな係わりをもつ地域林業の重要な担い手でもある。以下、営林署の組織や生産活動等について概観してみる。

表V-2-16は三営林署が管理する面積を掲げたものである。その管理面積は79,229haで、三市三町三村に及んでいる。そのうちには官行造林地 578haを含んでいる。この官行造林地等を除く国有林野は78,648haであるから、国有林の67%は三市町村の域内に所在することになる。これらの森林を管理する営林署の下部組織として森林事務所が置かれるが、営林署毎には川井5、花巻6、遠野6の、計17の担当区事務所が配置されている。また、素材生産を行う組織として川井1、花巻2、遠野2の、計5つの製品生産事業所がある。この地域で国有林の経営管理に当る職員数は、平成元年4月1日現在で、定員内職員約 150名、このほか、定員外職員（主として現場作業に従事する）が約 240名になっている。現在、国有林野事業では国有林野事業改善特別措置法に基づく改善計画のもとに、経営の健全化の一環として要員の適正化が図られつつある。その規模として当面平成5年度末までに2万人体制にすることを目標としている。また、伐木・造林等の現場作業の実行形態については請負化することとしていることから、当分の間、職員の減少が避けられない状況下にある。

では、営林署は現在どのような林業生産活動を展開しているのか。表V-2-17は平成元年度における三市町村内での造林及び伐採面積である。これにみるように、造林面積の70%、伐採面積の63%は国有林で、地域全体の林業生産活動に大きなウエイトを占めている。一部分は職員実行（直営）でなされ、他は立木販売や造林の請負を通じて地域の素材生産業者や造林業者の事業量の安定確保に寄与している。表V-2-18、19は、平成元年度の営林署管内における伐採面積及び伐採材積、製品生産事業における素材の生産販売量を掲げたものである。伐採量は 142,253 m^3 。このうちで直営により生産される丸太は71,117 m^3 である。営林署管内での伐採面積は 1,866haだが、表V-2-17にみたように、三市町村域内での伐採面積が 1,012haであったから、過半は域内の国有林で生産活動が展開されていることになる。伐採される樹種は、表V-2-20に掲げるように、針葉樹と広葉樹は6：4の比率である。針葉樹ではスギ、カラマツが主体で広葉樹はブナ、ナラのほかは多種・多様であるが、これらの材は地

元製材工場等木材関連産業の原材料として加工・製品化され地域経済に重要な役割を果たしてきた。しかし、最近では、地域住民の価値観の変化に伴いブナ林等の天然広葉樹林については保健休養をはじめとする環境材として資源維持・保存すべしとの要請が高まりをみせてきている。このような情勢のもとで、今後、国有林が供給源であったブナ等の大径優良広葉樹材の生産量は減少を辿ることが予想される。

表V-2-16 営林署の管理面積

単位：h a

営林署	総数	国 有 地			官 行 造林地	国 有 林 野 所 在 市 町 村
		計	国有林	その他		
総 数	79,229	78,651	78,648	3	578	
川 井	25,071	24,942	24,941	1	129	川井村（1村）
花 巻	25,131	25,131	25,130	1	—	花巻市、石鳥谷、大迫町、東和町、宮守村（1市、3町、1村）
遠 野	29,027	28,578	28,577	1	449	遠野市、宮守村、東和町（1市、1町、1村）

資料：青森営林局事業統計書

表V-2-17 伐採造林面積（平成元年）

単位：h a

区 分		造 林 面 積		伐 採 面 積				間 伐
				計	皆 伐	人工林	天然林	
総 数	計	1,446	571	1,597	740	232	1,365	1,644
	国有林	1,013	146	1,012	157	118	894	643
	民有林	433	425	585	583	114	471	1,001
川井村	計	673	186	1,027	333	26	1,001	491
	国有林	493	11	745	51	17	728	335
	民有林	180	175	282	282	9	273	156
大迫町	計	154	133	223	203	83	140	456
	国有林	34	13	27	7	17	10	18
	民有林	120	120	196	196	66	130	438
遠野市	計	619	252	347	204	123	224	697
	国有林	486	122	240	99	84	156	290
	民有林	133	130	107	105	39	68	407

資料：1990年農林業センサス

表V-2-18 伐採面積及び材積

単位：ha, m³

区 分	面 積	材 積		
		計	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	1,866	142,253	84,006	58,247
川 井	797	37,785	11,220	26,565
花 巻	365	37,757	25,723	12,034
遠 野	704	66,711	47,063	19,648

資料：青森営林局事業統計書

注) 平成元年度

表V-2-19 素材の生産販売量

単位：m³

区 分	生 産 量	販 売 量		
		計	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	71,117	76,879	49,744	27,135
川 井	19,395	20,286	4,235	16,051
花 巻	21,065	21,564	16,476	5,088
遠 野	36,657	35,029	29,033	5,996

資料：青森営林局事業統計書

注) 平成元年度

表V-2-20 樹種別伐採量

単位：m³, %

営林署 樹種別		総 数	川 井	花 巻	遠 野	構 成 比 (%)	
総 数		142,253	37,785	37,757	66,711	100.0	
針 葉 樹	計	84,006	11,220	25,723	47,063	59.1	100.0
	ス ギ	37,156	127	20,422	16,607	44.2	
	ヒ ノ キ	6,986	—	1,134	5,852	8.3	
	サ ワ ラ	119	5	—	114	0.1	
	アカマツ	9,560	270	528	8,762	11.4	
	ヒ バ	5,044	5,044	—	—	6.0	
	カラマツ	18,071	2,950	1,928	13,193	21.5	
	そ の 他	7,070	2,824	1,711	2,535	8.4	
	計	58,247	26,565	12,034	19,648	40.9	100.0
	ブ ナ	16,610	7,038	4,652	4,920	28.5	
広 葉 樹	ナ ラ	8,161	3,925	1,695	2,541	14.0	
	ウダイカンバ	466	325	88	53	0.8	
	ケ ヤ キ	269	13	26	230	0.5	
	カツラ	1,016	925	28	63	1.7	
	シ ナ	640	402	41	197	1.1	
	セ ン	624	405	44	175	1.1	
	ヤチダモ	135	8	29	98	0.2	
	そ の 他	30,326	13,524	5,431	11,371	52.1	

資料：青森営林局事業統計書

注) 平成元年度

ウ. 森林組合

これまでみてきたような林家での不在村化、家族従業員の減少、また国有林での現場作業の請負化等のもとで、森林組合は地域の森林の管理、各種作業の担い手として期待されるところが大きい。表V-2-14に掲げたように、他人に森林の管理を任せている林家は少ないにしても、森林組合が約2割のシェアをもっている。今後、その割合は高まるものと思われる。ここでは、この地域を管轄する森林組合の現況について概観しておこう。

この地域をカバーする森林組合は三組合である。すなわち、大迫町森林組合、遠野地方森林組合、宮古地方森林組合である。このうち、遠野地方森林組合は遠野市と宮守村を活動区域とし、宮古地方森林組合は川井村のほか新里村、宮古市、田老町、山田町を活動区域としている。遠野、宮古地方森林組合は合併によって形成された、いわゆる広域森林組合である。表V-2-21は林家等森林所有者の森林組合への加入率をみたものである。平成元年度で面積加入率は57.8%。つまり、民有林の約6割近くが組合員の所有山林で占められていることになる。ただし、個々には差がありとくに宮古地方森林組合では低い。また、5年前の昭和59年との対比では低下している。他方、森林所有者の組合加入率は71.2%である。岩手県内44組合の平均加入率が55.3%だから高い水準にあるといえる。ただし、個々には遠野地方で90%、宮古地方で55.4%と差がある。次に、森林組合の事業活動についてみよう。森林組合では、指導事業のほか林産事業から金融事業にいたる、いわゆる各種の経済事業を実施している。表V-2-22はその経済事業における取り扱い高の割合を示したものである。これから、おおまかだが個々の森林組合の性格が浮かび上がってくる。三組合全体をみれば素材販売等の販売事業の取り扱い高が最も多い。ただし、造林、保育等の森林造成事業、木材の生産販売の林産事業も大きなウエイトを占めており、造林から生産販売にいたる地域の林業生産活動に重要な役割を果たしているといえよう。個々には、大迫町では加工事業、遠野地方では森林造成事業、宮古地方では販売事業がそれぞれの組合活動の特徴づけている。では、その経営財務はどのような状況にあるか。表V-2-23は経営分析における主な項目を掲げたものである。県内組合全体では総資本利益率、売上高経常利益率でマイナス値を示すが、地域の三組合では全てプラス値である。この意味では健全な経営状態にあるといえよう。

表V-2-21 森林組合加入率

単位：ha, 人, %

区 分		民有林 面 積 (A)	うち組合 員所有面 積 (B)	加 入 面 積 率 (B/A)	森 林 所 有 者 (C)	組合員数 (D)	加入率 (D/C)
総 数	元年	148,446	85,848	57.8	9,468	6,737	71.2
	昭59	150,378	88,869	59.1	11,532	6,887	59.7
大 迫	元年	16,659	12,460	74.8	875	706	80.7
	昭59	17,403	12,471	71.7	944	689	73.0
遠 野	元年	39,011	23,860	61.2	3,595	3,261	90.7
	昭59	39,538	25,275	63.9	4,988	3,240	65.0
宮古地方	元年	92,776	49,528	53.4	4,998	2,770	55.4
	昭59	93,437	51,123	54.7	5,600	2,958	52.8

資料：岩手県森林組合要覧

表V-2-22 経済事業取扱高の事業別割合

単位：千円, %

区 分		総 数	林産事業	加工事業	販売事業	購買事業	森林造成事業	利用事業	金融事業
総 数	実 数	1,670,698	324,762	119,838	551,595	82,836	477,882	59,546	54,239
	構成比 (%)	100.0	19.4	7.2	33.0	5.0	28.6	3.6	3.2
大 迫 町	実 数	448,309	55,387	119,838	113,253	16,671	98,717	34,570	9,873
	構成比 (%)	100.0	12.4	26.7	25.3	3.7	22.0	7.7	2.2
遠野地方	実 数	444,923	110,820	—	119,777	37,071	140,641	12,502	24,112
	構成比 (%)	100.0	24.9	—	26.9	8.3	31.6	2.8	5.4
宮古地方	実 数	777,466	158,555	—	318,565	29,094	238,524	12,474	20,254
	構成比 (%)	100.0	20.4	—	41.0	3.7	30.7	1.6	2.6
県 組 合 平 均			87,443	115,620	65,276	15,162	83,194	18,398	9,925

資料：岩手県森林組合要覧

表V-2-23 森林組合の経営状態

区 分		県平均	大 迫	遠 野	宮古地方
総資本回転率 (回)		1.9	2.8	2.3	1.9
総資本利益率 (%)		△ 0.3	0.2	5.3	0.9
資本構成比 (%)		25.4	28.2	31.2	29.2
組合員一	販売事業	154.8	417.6	65.6	162.3
人当たり	購買事業	15.4	28.6	11.4	12.6
利用額	利用事業	98.5	207.7	51.1	91.2
(千円)	総事業	279.2	669.2	135.6	274.3
売上高総利益率 (%)		13.8	14.0	15.0	12.9
売上高経常利益率 (%)		△ 0.2	0.1	2.3	0.5

資料：岩手県森林組合要覧

ところで、当然のことだが、上記の造林・保育等の森林造成や伐木造材等の林産事業の実行には、その現場作業を担う労働力を確保していくことが必要である。その労働力事情をみたのが表V-2-24である。三組合の労務班は26、班員数は132人である。その年齢構成は50歳以上が6割以上を占め高齢化が著しい。また、班、班員数についても減少が著しい。ちなみに、5年前の昭和59年度には班数は89、班員数で658人を数えた。その経過にはそれなりの事情があると思われるが、著しい減少ではある。森林組合が地域の森林の管理や林業生産活動の担い手として、その期待に応えていくにはこの林業労働力を如何にして組織化し確保していくかが緊急かつ重要な課題であるといわれる。その課題はこの地域の森林組合においても例外ではない。

表V-2-24 森林組合労務班員の年齢構成

単位：人，%，班

区 分		總 数	29 才 以 下	30 ～ 39 才	40 ～ 49 才	50 ～ 59 才	60 才 以 上	班 数			
								計	伐採が主	造林が主	工 場
總数	実 数	132	2	27	23	55	25	26	8	16	2
	構成比 (%)	100.0	1.5	20.5	17.4	41.7	18.9	100.0	30.8	61.5	7.7
大 迫 町		52	1	19	19	13	—	10	4	4	2
遠 野 地 方		40	—	5	2	29	4	9	4	5	—
宮 古 地 方		40	1	3	2	13	21	7	—	7	—

資料：岩手県森林組合要覧

エ. 造林及び素材生産業者等

ここにいう造林業者とは、過去一年間に造林の請負いを業として行ったものまたは組織である。表V-2-25は域内に造林業者の数を示したものである。総数で25業者である。その内訳は、先にみた三つの森林組合のほか森林組合以外の組合で法人格を有する各種組合・団体が2、「その他」が20である。圧倒的に多数を占める「その他」は個人あるいは法人格を有しない任意の団体であるグループ請負体、集落請負体、愛

表V-2-25 造 林 業 者 数

単位：人

区 分	総 数	森 林 組 合	各種団体 ・ 組 合	会 社	そ の 他
総 数	25	3	2		20
川 井 村	2	1	1	—	—
大 迫 町	18	1			17
遠 野 市	5	1	1		3

資料：1990年農林業センサス

林組合、山林労働組合等である。これら「その他」に属す造林業者は、零細な保有構造にある林家の小規模な造林の担い手として重要な役割を果たしているものと思われる。ただし、1980年には38業者を数えた。この10年間に各種組合・団体、「その他」で大きな減少をみている。林家での家族就業者の減少のなかで小規模な造林事業の担い手も厳しい状況にあるようだ。

表V-2-26は素材生産業者数である。この素材生産業者とは、過去一年間に50m³以上の素材生産を行った業者でその市町村に住んでいるものであるが、域内の業者は62を数える。その内訳は、「その他」が32と半数を占め、会社がこれに次ぐ。素材業者では法人格をもつ「会社」の占める比率も高い。これは主に製材、チップ業であると思われる。なお、1980年には37業者であった。この10年間で著しい増加をみている。これは、資源の成熟化に伴い、作業の主体が造林から間伐等の林産事業に移行しつつあることを示しているといえよう。

なお、域内には椎茸をはじめとする栽培きのこ生産業者は多数を数える。表V-2-27はその業者数及び生産量である。林家がどの程度の比率を占めるかは明らかでないが、育林経営の超長期性や間断性を補完するうえで特用林産物の生産は地域経済にとって重要な産業部門であることには違いない。

表V-2-26 素 材 業 者 数

単位：人

区 分	総 数	森 林 組 合	各種団体 ・ 組 合	会 社	そ の 他
総 数	62	3	4	23	32
川 井 村	10	1	1	8	—
大 迫 町	16	1	—	2	13
遠 野 市	36	1	3	13	19

資料：1990年農林業センサス

表V-2-27 栽培きのこ生産業者数及び生産量

区 分	生 産 業 者 (人)					生 産 量 (100 kg)				
	しいたけ		なめこ	えのき たけ	ひら たけ	しいたけ		なめこ	えのき たけ	ひら たけ
	乾	生				乾	生			
総 数	192	73	40	—	2	567	234	28	—	—
川 井 村	25	10	2	—	1	119	24	—	—	—
大 迫 町	52	8	25	—	1	173	18	6	—	—
遠 野 市	115	55	13	—	—	275	192	22	—	—

(3) 木材及び木材関連産業

域内の平成元年度における木材及び木材関連産業の現況は表V-2-28に掲げた。木材業は21事業所、従業員は255人、出荷額は約35億円である。この場合の木材業とは製材・チップ業である。家具製造業は遠野市に3事業所、従業員27人、出荷額で1億5千万円である。木材業の最近の動向を昭和62年度との比較でみると、従業員で6人、出荷額で約4億円の増加をみている。ただし、市町村別には川井村で従業員で2名、出荷額で7千万円の減、大迫町で従業員2名の減をみている。逆に、遠野市では、従業員10名、出荷額で2億6千万の増加を示し、地域差がみられる。なお、62年度には統計になかった家具業が平成元年度には遠野市で3業者がみられる。

では、木材業を取り巻く経営環境はどのような状況にあるか。表V-2-29は県内の木材市況を示したものである。素材、製材とも、なお昭和56年度の水準に回復していない。とくに素材は低い水準にある。このような材価水準は林家に主伐を控えさせ外材の浸透を招くことになる。表V-2-30は三市町村が管轄下にある地方振興局内での製材用素材需要量に占める外材比率を示したものである。我が国で7割以上が外材に占められていることからすれば、全体として外材比率は低い水準にはある。しかし、上にみてきたような諸条件下ではその生産体制の早急な整備を図らない限り、地域の林業・林産業の振興には依然として厳しい状況が続くものと思われる。

表V-2-28 木材・木材関連業

区 分	木 材			家 具		
	事業所数	従業員 (人)	出荷額 (万円)	事業所数	従業員 (人)	出荷額 (万円)
総 数	21	255	347,169	3	27	15,278
川 井 村	5	62	105,113	—	—	—
大 迫 町	3	24	16,777	—	—	—
遠 野 市	13	169	225,279	3	27	15,278

資料：岩手県統計年鑑

注) 平成元年度

表V-2-29 木 材 市 況

単位：円，%

年 度	素 材		製 品	
	スギ中丸太	マツ中丸太	スギ小幅板	スギ正角
昭和 56	28,100	22,900	67,800	70,200
昭和 63	21,100	17,000	61,100	64,800
平成元年	22,300	17,900	61,900	66,000
平成/56 (%)	79	78	91	94

資料：岩手県林業動向年報

注) m³当たり単価

表V-2-30 製材用素材の需給

単位: m³, %

地方振興局	総 数 (A)	国 産 材	外 材 (B)	外 材 率 (B/A) %	備 考
総 数	231,800	159,500	72,300	31.2	
宮 古	128,400	86,700	41,700	32.5	米材 27,200, その他2,200 南洋材 12,300
花 巻	55,700	29,100	26,600	47.8	米材 18,700, その他 100 南洋材 2,800
遠 野	47,700	43,700	4,000	8.4	米材 1,500 北洋材 2,500

資料: 岩手県林業動向年報

注) 平成元年度

2) 国有林の役割

この地域の国有林は、上述したように、地域の森林の42%、52,831haを占め、その43%は保安林に指定され国土保全、水源涵養機能等の機能を果たしてきた。また、表V-2-31にみるようにその28%は自然公園や鳥獣保護区、レクリエーションの森等として地域住民等の保健休養の増進に寄与してきた。さらに、分収造林、共用林野、貸付使用地として地元住民の利用に供されるとともに(表V-2-32参照)、計画的な森林施業や各種事業を通じて、木材の供給等地元産業経済に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、特別会計制度のもとで国有林を経営管理してきた国有林野事業は外材の定着等我が国林業の構造的変化等のもとで、収穫量の減少等から大きな累積債務を抱える等きわめて厳しい財務状況におかれている。この地域の国有林もその例外ではない。三宮林署のうち川井を除く二宮林署は赤字を計上するに至っている。経営の悪化は、国有林のもつ公益的諸機能の維持発揮を損なう恐れがあることから、既に、昭和53年に制定された「国有林野事業改善特別措置法」に基づき改善計画がたてられ経営全般にわたる改善努力がなされてきた。しかし、その後も材価の下落・低迷等から財務状況は好転せず推移してきた。このようなことから、平成2年12月の林政審議会答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の改善」は今後の国有林経営の在り方や改善方法について新たな方向を提案した。その基本方向は、流域毎に民有林・国有林を通じた、いわゆる流域林業の振興によって、同時に国有林の経営の健全化を図ろうとするものである。この林政審議会答申の趣旨に沿って、既に森林法や国有林野経営規程等が改訂される等、いわゆる「流域管理」林政のための体制整備が足早に行われてきた。では、新たな流域林政のもとで、国有林はこれまでとどう生まれ変わろうとしているのか。以下、その概要と、そこでこの地域の国有林が果たすべきと思われる役割について述べる。

表V-2-31 保健休養のための国有林

単位：h a

区 分	総 数	自然公園	史跡・名勝 天然記念物	鳥 獣 保護区	レクリエー ションの森
総 数	15,268	6,329	1,322	7,342	275
川 井	6,878	2,305	900	3,673	—
花 巻	4,504	2,470	385	1,401	248
遠 野	3,886	1,554	37	2,268	27

資料：青森営林局事業統計書

表V-2-32 国有林の地元利用

単位：h a

区 分	総 数	分収造林	共用林野	貸付使用地
総 数	28,778	3,225	24,012	1,541
川 井	2,445	308	1,813	324
花 巻	8,677	1,287	7,239	151
遠 野	17,656	1,630	14,960	1,066

資料：青森営林局事業統計書

(1) 流域林政における国有林の経営管理

平成3年7月25日、国有林の経営方針、森林施業の指針等を規定した「国有林野経営規程」も流域林政の展開に向けてその内容を改正された。この新規程によると、国有林の管理経営の枠組みや事業運営等も従来と大きく様変わりすることになる。まず、地域施業計画の廃止である。これまで営林署は経営に関する計画体系の上では事業実行の単位とされていた。すなわち、収穫保続はいくつかの営林署より構成される地域施業計画区（全国80）を単位として図られ、営林署はその成長量をもとにして割り当てられる収穫量をもとにして各種事業を実施する事業区とされていた。今回の経営規程の改正によって、地域施業計画に代わって営林署毎に「施業管理計画」が樹立されることになる。次に、施業管理計画では、森林の機能類型、施業基準、収穫量等が定められることになる。このうち、機能類型は従来の一、二、三種の地種区分に代わるもので、国有林は①国土保全林、②自然維持林、③森林空間利用林、④木材生産林の四類型に区分される。木材生産は専ら木材生産林としてゾーニングされた森林を対象にその成長量に見合った量が収穫される。大まかな改正内容は以上のようなものであるが、その意味するところは重要である。すなわち、営林署は事業実行の単位であると同時に収穫保続の単位として位置づけられたことになる。営林署を単位とした機能類型による森林区画、木材生産林での成長量主義による収穫保続は営林署が目指す森林整備の方向をより鮮明にし、地域住民等に見え易いものともしている。このように、今後の国有林は、地域住民等の

諸要請に応えそれぞれの機能をより高度に発揮するよう、類型化され管理経営されることになる。勿論、新規規程は施業管理計画の樹立や変更に当って、公正さや透明度が確保されるよう学識経験者や関係市町村長等の意見を聴取することを義務づけている。いずれにせよ、今後の国有林は流域林業の一員として民有林と一体になって管理経営されることとなる。このため、平成4年度にはこの施業管理計画が一斉樹立される予定とされている。

(2) 国有林の果たすべき役割

流域林政の展開に即応して、上述したように、国有林の管理経営も徐々に方向転換をすることになる。機能類型や厳格な収穫規制の採用等によって個々の営林署が目指す山の姿も鮮明なものとなるだろう。この意味では、経営規程の改正は高く評価されるべきであろう。しかし、とくに重要な点は国有林の機能類型である。すなわち、地域住民等の多様な要請を如何にして類型別の森林区画に公正に反映させるかという技術的な問題である。地域住民等の諸要請は、時代時代の社会経済の状況によってその強弱や振幅は変化しがちである。それは常に付き纏う問題ではある。ここでは、早池峰山を取り巻く三市町村の社会経済や林業の現状から、早池峰山を中心とする国有林が地域から求められ、また果たすべきと考えられる役割について述べてみよう。

まず、そのひとつは水源涵養機能、保健休養等公益的諸機能の充実強化である。早池峰山及び早池峰山に連なる稜線はいくつかの流域に河川を分かちその水源地でもある。東和町に設置され北上川5大ダムのひとつである「田瀬ダム」に注ぐ猿ヶ石川は早池峰山系を重要な水源としている。また、大迫町に建設中の「早池峰ダム」も早池峰山を水源にしている。脊梁部に分布する国有林は既に水源涵養保安林として重要な機能を果たしてきているが、今後においても広範にわたる下流住民等からますますその機能の充実強化を求められるだろう。また、保健休養機能についても既に早池峰国定公園の全域が国有林である等重要な役割を果たしてきているが、なお過疎化が続く川井村、大迫町では早池峰山は“村おこし”における重要な観光資源として位置づけている。その貴重な動植物や景観等自然環境の維持・保存は地域経済の振興のみならず国有林自身の使命を広く国民に理解・浸透させるうえでも果たすべき重要な役割である。

その二つめは地域林業の形成・振興に関してである。国有林における林業生産は、上記の公益的機能の確保を前提としてゾーニングされた木材生産林で行われることは当然であるが、流域林業の形成・振興に積極的な役割を果たすべきである。国有林の経営改

善はこの流域林業の振興・発展なしには達成し得ないことは明白である。新たな森林計画制度のもとでは、川井営林署は久慈・閉伊川森林計画区、遠野営林署は大槌・気仙川森林計画区、花巻営林署は北上川中流森林計画区に属することになる。また、国有林では改善計画により直営事業の請負化を進めることから造林・伐採等の事業を地域の森林組合や造林・素材生産業者等に委ねることになる。しかし、前述したように、それぞれ地域の林業生産の担い手も高齢化等の厳しい実態にある。それぞれの森林計画区で、流域林業の一員として林業生産活動の担い手の組織化・育成に積極的な役割を果たすことがとくに求められよう。

三つめは、林業技術の指導・普及である。複層林、育成天然林、長伐期林等地域での森林経営も多様化しつつあるが、いずれも施業、経営面で高度な技術を必要とする。例えば、複層林造成における照度管理や伐採・搬出技術である。国有林がこれまで培ってきた施業、経営面での諸技術を地域の一般林家等に普及・定着させることが流域林業の形成・振興に欠かせないものと思われる。

Ⅵ. 森林取扱いの地帯区分

1. 地帯区分の考え方

森林生態系保護地域の設定にあたっては、地域の範囲の設定と保存地区・保全利用地区の区画があるが、これらについては林野庁長官通達における設定の基準と本調査対象地にみられる自然的・社会的条件に十分留意し、適切に地帯区分する必要がある。ここでこれらの留意点を整理し、再掲することとする。

(1) 通達における設定基準

ア. 設定の基準

営林（支）局長は、次の各号のいずれかに相当するもののうち、特に保護を必要とする地域を、生態系保護地域として指定することができるものとする。

- ① 我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域であって、原則として 1,000ha以上の規模を有するもの。
- ② その地域でしか見られない特徴を持つ稀少な原生的な天然林の区域であって、原則として 500ha以上の規模を有するもの。

イ. 地帯区分

森林生態系保護地域は、保存地区および保全利用地区の2地区に区分するものとする。

- ① 保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図るものとする。
- ② 保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすものとする。

ウ. 取扱いの方針

- ① 保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移にゆだねるものとする。ただし、次に掲げる行為についてはこの限りでない。

- ・モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- ・非常災害のため応急措置として行う次の行為
 - 山火事の消火等
 - 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
- ・標識類の設置等

・その他法令等の規定に基づき行う行為

- ② 保全利用地区の森林は、原則として保存地区と同質の天然林とし、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、人工林を含める場合は、複層林施業等を行うことができるものとする。
- ③ 保全利用地区においては、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとし、このために必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができるものとする。
- ④ 保全利用地区に外接する森林においては、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。

エ. その他

- ① 森林生態系保護地域の区画は、原則として地勢線によるものとする。
- ② 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲をすべて取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲をすべて取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合には、この限りでない。

(2) 調査結果にみられる考え方

ア. 調査対象地域の概況

本調査対象地は、北上山地のほぼ中央にそびえる早池峰連嶺とその南に対峙する薬師岳連嶺を中心とする一連の山地で、その面積は約 7,300ha、標高約 800～1,920m に及ぶ広大な地域である。この地域は原始性が良好に保持されており、北上山地の中では唯一の残された原生的なブナ、ヒノキアスナロ天然林と特産種、稀産種を含む数多くの高山植物が生育し、わが国における高山植物の宝庫となっているほか、早池峰山と薬師岳はそれぞれ蛇紋岩と花崗岩という基岩の相違による植物相の対照が顕著にみられるなど、優れた自然景観と学術的な価値を有している。また、そのほとんどはすでに国定公園、自然環境保全地域、特別天然記念物等に指定されているが、ただ、近年は交通体系の整備によってこの地域へのアクセスが容易になったことから、登山客の入り込みが多くなると同時に高山植物の盗掘など自然環境の維持管理上の問題も生じてきている。本地域での今後の自然保護の強化と適正な利用の増進を図るうえで、森林生態系保護地域の設定は時宜を得たものと考えられる。

イ、法的規制等

本地域には国定公園（特保、特1、特2、特3）、自然環境保全地域（特別）、保安林（水源かん養、土砂流出防備、保健）、鳥獣保護区（特別、省通）、史跡名勝天然記念物（特別）、砂防指定地が指定されている。これらの指定と森林生態系保護地域の設定は特に問題とならないことから、国有林野事業の中における保護林としての位置づけを明確にし、積極的に保護管理を行うこととする。

ウ、森林状態

本地域のうち、早池峰連嶺の中腹地帯の標高 600～1,100mの地域にはヒノキアスナロ（ヒバ）の天然林が分布しており、特に北面の御山川源流、握り沢の一带、吉部沢源流にみられ、また薬師川本流には生育、形質ともに優良な林分がみられる。ブナ林と接する所ではブナと混生し、また亜高山地帯と接する所ではコメツガ、アオモリトドマツと混生している。コメツガ・アオモリトドマツ林は早池峰山から薬師岳にかけて標高 1,100～1,500mの間に分布し、キタゴヨウは川井事業区のみこれらの中に点々と分布している。ブナ・その他有用広葉樹林は主として山岳地帯に広く分布し、標高 900m以上の地域には老齢な大径木主体の林分が、標高 900m以下では大・中・小径木の混生林分や壮齢な中小径木主体の林分が分布している。さらに早池峰山北面の石合沢（アイオン沢）の上流部の左岸の一角には小面積ながらアカエゾマツが自生している。

このうち、薬師岳南麓の遠野事業区92、95、98林班、薬師川本流の川井事業区85、86、87林班、早池峰山北麓の川井事業区 211、214、223林班内では第5次地域施業計画によって小面積区画の択伐による伐採が部分的に実行されている。また、早池峰山北面の川井事業区 228林班（ツボケ沢の左岸）及び同 223林班（握り沢の下流部）の一部にはカラマツ人工林が合せて 10.24haが介在しているが、これ等については将来的に天然林の形態に誘導する必要がある。

エ、地 形

本地域は薬師岳を含めて早池峰連峰とも呼ばれ、地域内には北上山地の最高峰である早池峰山をはじめとし、その東側の尾根には早池峰剣ヶ峰、1,637.6高地、1,451高地、高桧山、西側の尾根には中岳、鶏頭山、毛無森が連なり、南側には岳川と薬師川の谷を隔てて薬師岳、小白森、白森山のほか、標高 1,000m前後の無名峰が幾つか点在する。本地域の選定に当たっては、原則として人工林を除外して区画したため、区域線はこれらの連嶺を包含した各山稜の下～中腹部を結ぶ形になっていることから、

森林生態系保護地域の境界とする明確な地勢線は無い。

オ. 植 生

本地域内の主たる森林構成樹種は、ブナ、ヒノキアスナロ、アオモリトドマツ、コマツガ等であるが、いずれの林分も原生林的な様相を保持している。また、森林以外では、低木群落、風衝草原・風衝ヒース群落、岩上植生・岩隙・岩棚の植物群落、礫崖の植物群落、雪田の植物群落、ナンブソモソモ群落等の貴重な植物群落がある。特に早池峰山連峰のハヤチネウスユキソウを含む固有種 5 種、北山山地固有種 2 種、蛇紋岩山地に特産する種 3 種、蛇紋岩山地との結びつきの強い種類 3 種、南限種 5 種、北限種 2 種等々特産種・希産種を含む数多くの高山植物が生育し、わが国における高山植物の宝庫となっている。これらの貴重な植物及びその群落は学術的にも極めて重要であることから、その保存が望まれる。

カ. 野生動物

早池峰山塊の動物相の特徴としては、①貴重種が多いこと、②生息種数が豊富なこと、③典型的ないし特異な群集組成を保有することなど、動物相の豊かさがあげられる。すなわち、1989年12月に環境庁が選定した緊急に保護を要する動植物の種のリスト（レッドデータブック）の記載種は、鳥類 8 種（クマタカ、イヌワシ、オオワシ、オオタカ、ハヤブサ、オシドリ、ハチクマ、ハイタカ）、哺乳類 7 種（コウモリ類 4 種、モモンガ、ヤマネ、オコジョ）、昆虫類 6 種（オオウラギンヒョウモン、オオムラサキ、ヒメギフチョウ、チャマダラセセリ、オオチャイロハナムグリ、ミチノクケマダラカミキリ）が記録され、その他特産種、隔離分布種、希産種、遺存種などが数えきれないほど生息する。また、種類数では、岩手県内に生息する種類のうち、陸生鳥類 114 種（73%）、哺乳類 36 種（75%）、カミキリ類 206 種（88%）、蝶類 150 種（88%）、アブ類 30 種（68%）などが記録され、地域を代表するに十分な動物相を維持している。しかし、この豊富な動物相も隣接森林の伐採、林道開設、登山客の増加等によって動物群集に悪影響を与えつつあることが指摘されている。それらの保護を図るうえには森林生態系保護地域の設定は大きな意義がある。

キ. 国有林の役割

この地域（遠野市・大迫町・川井村）の国有林は地域森林面積の42%、52,831haを占める。林業生産活動を平成元年度についてみると、三市町村内での造林面積の70%、伐採面積の63%を国有林が占め、その立木処分や造林の請負を通じて地域の素材生産業者や造林業者の事業量の安定確保に寄与したほか、生産材は地元製材工場等木材関

連産業の原材料として加工・製品化され、地域経済に重要な役割を果たしてきた。また、一方では国有林の43%が保安林に指定されていることから、国土保全、水源かん養機能、さらには国定公園や鳥獣保護区、レクリエーションの森等として地域住民等の保健休養の増進に寄与してきた。今後においてもその大筋は変わらないまでも、平成2年12月の林政審議会答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の改善」を踏まえての平成3年7月の「国有林野経営規程」の改正により、国有林の目指す山の姿はより鮮明なものになるであろう。また、早池峰山を取りまく三市町村の社会経済や林業の現状からみた地域国有林の果たすべき役割としては、東和町の田瀬ダム、建設中の早池峰ダムの水源である薬師岳、早池峰連峰の水源かん養機能の充実強化、及び早池峰国定公園の貴重な動植物や景観等自然環境の維持・保存の保健休養機能の充実強化、さらにはゾーニングされた木材生産林での収穫保続と流域林業の一員として、これまで培ってきた国有林での施業、経営面での諸技術の一般林業家に対する普及、定着などが特に求められる。

2. 地帯区分案

上述の調査結果と区分の考え方の内容を踏まえ、保護地域の範囲と、その中での保存地区・保全利用地区の地帯区分案を図VI-1に示す。

(1) 森林生態系保護地域の範囲

生態系の保護は、その区域が広ければ広いほど連続性を伴って、種や植物の群落・動物群集の多様性が増し、その価値が高められるものである。早池峰山塊における植物群落・動物群集の分布実態を踏まえれば、本山塊では早池峰連嶺（早池峰山、剣ヶ峰、1637.6高地、1451高地、高桧山、中岳、鶏頭山、毛無森）と薬師岳連嶺（薬師岳、小白森、白森山）とを連続させて包含しながら、各々の山頂から山麓まで、各種自然植生を網羅して出来るだけ広く確保することが望ましい。

その範囲は、本山塊の中でも自然植生の保存状態のよい地域を対象に、すでに指定されている早池峰国定公園、及び早池峰自然環境保全地域を主体にしながら、この周囲の原生的な天然林（ブナ林・ヒノキアスナロ林）と既指定地域内に介在する人工林及び天然林施業跡地を含めたもので検討する。

外接する原生的な天然林としては、花巻事業区 262・263林班内のブナ等広葉樹林、川井事業区90・91・212・214林班内のヒノキアスナロ林、さらには根田茂川源流部に当たる盛岡事業区 536林班内のブナ等広葉樹林が見込まれる。また、介在する人工林と

しては川井事業区 223・228林班内のカラマツ人工林、また、既施業地としては遠野事業区92・95・98林班内のブナ林と川井事業区85・86・87・211・214・223林班内のヒノキアスナロ林がある。これによって、本山塊では比較的自然植生のまともに残っている標高 800m以上の地域はほとんど保護地域に含まれることになる。

(2) 保存地区・保全利用地区の区画

保護地域内には、そのほぼ中央を横切る形で通過する主要地方道（県道：紫波一川井線）が介在している。この道路は優れた動物・植物相の連続性を遮断する形になっていることから生態系への影響は極めて大きいものと考えられる。そのため、ここでは保存地区・保全利用地区の区画に当たり、まず、この道路を境に北側の早池峰山地（蛇紋岩地帯）と南側の薬師岳とそれに続く山地（花崗岩地帯）とに大きく2分することとする。

- ① 保存地区は生態系の厳正な維持を図るものであることから、保護地域内の既設の主要地方道・林道、介在する人工林と第5次地域施業計画によって実行された施業地は保存地区には含めないものとする。
- ② 保存地区の区域は自然植生のまともに残っている地域をなるべく広く確保する意味から、既指定の特別天然記念物の区域を包含しながら、比較的原性が保持されている大むね 900～950m以上の自然植生地域を対象とする。
- ③ 既存の登山路（早池峰山地へは南北両側で8コースと連嶺山稜間1コース、薬師岳へは南北両側で5コースがある）は保存地区内でも利用可能とし、保全利用地区はあえて指定しない。ただし、生態系としては登山路が介在しても連続性をもっていることから、登山路からの逸脱侵入を厳重に規制する（夏季はロープを張るなど）。また、保存区内に介在する登山路わきの避難小屋等の施設周辺や平坦地形の休憩場所等については、要所に柵等を設置することが必要となる場合も考えられる。
- ④ 保存地区の区画は可能な限り地勢線によることとするが、それが困難なときには既設の林・小班界にそって、出来るだけ円形ないしはスムーズラインとする。
- ⑤ 保全利用地域は保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものである。その幅については必ずしも明確な基準はないが、ここでは介在する林道、人工林、既施業地、薬師堂、又一の滝、七折ノ滝の取り込みと、山菜採り等の入り込みを考慮に入れて大むね 300～500m位の幅を目安として指定する。また、小田越を通過する県道についても、道路の傍にある「うすゆき荘」、「小田越山荘」、「監視員詰所」、「河原坊駐車場」等を取り込んで、道路の両側各 300～400m位を保全利用地区に指定し、保存地区への立ち入りを厳重に規制する。なお、東口

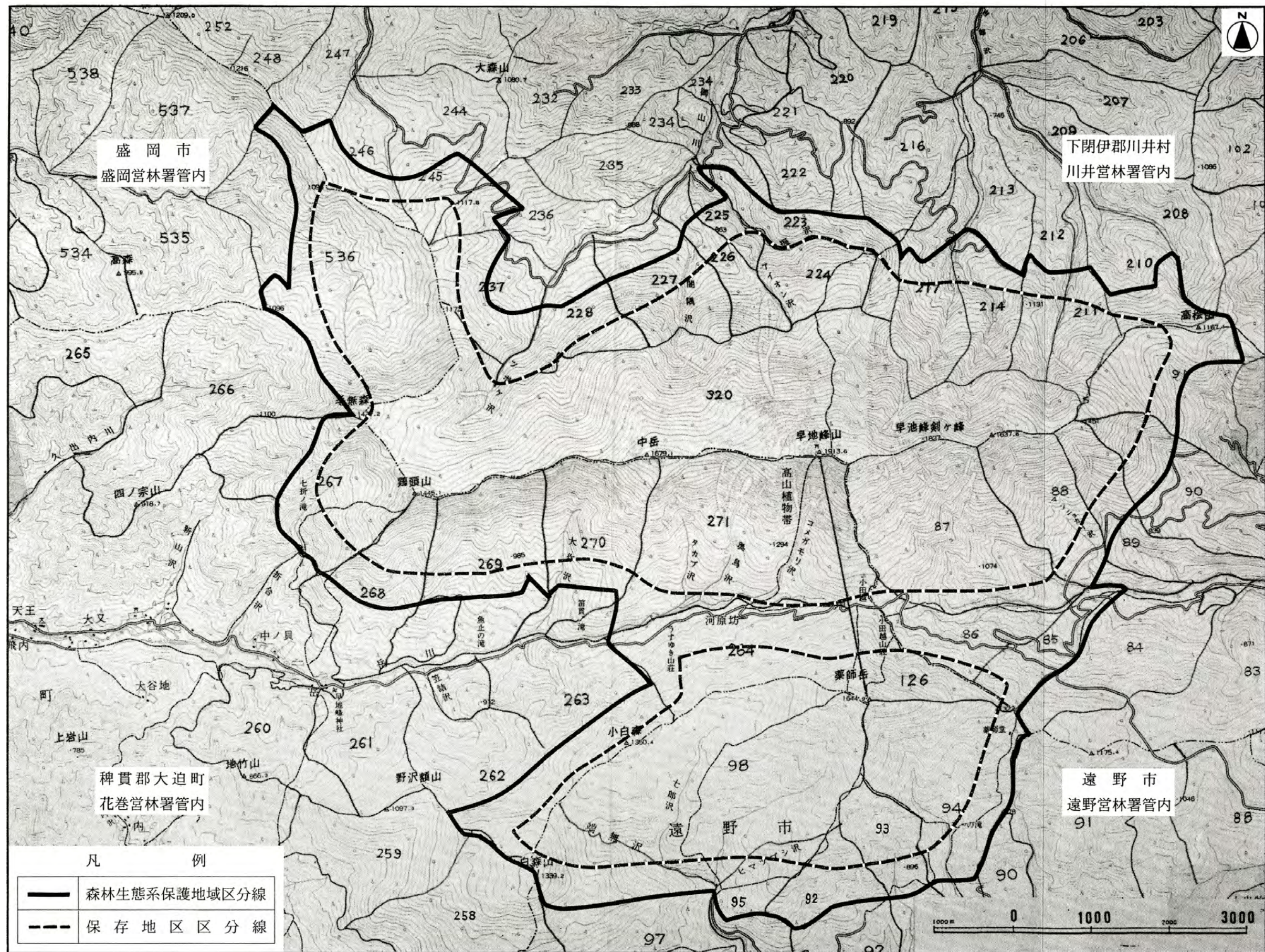
(川井側) 付近については県道と接続する林道や既施業地が介在しているので、これらを含めて広く区画することとする。

- ⑥ 保護地域内に係る既設の林道（川井事業区85・86・87・88・89林班内の砥草林道、同 214林班内の関の沢林道、同 223・236・237林班内の早池峰林道、同 245林班内の蔵の沢林道）は、いずれも比較的保護地域の外縁部分を通過するので、森林管理、学術調査用としてそのまま利用可能とする。
- ⑦ 川井事業区 223・228林班内に介在するカラマツ人工林については複層林施業を行いながら天然林の形態に誘導する。また、第5次地域施業計画で伐採を実行した遠野、川井両事業区の施業地についてはそのまま天然林へ復元移行させる。

以上、地帯区分案について記述した。最終的な結論は今後さらに検討を重ねていく必要があると思われるが、この案において区分されたそれぞれの区域面積は大むね

保 存 地 区	5,080ha
保全利用地区	2,190ha
合 計	7,270ha

である。



図VI-1 地帯区分案

VII. 森林の取扱い

1. 外接森林を含めた当該地域での森林施業のあり方

現時点では、調査対象地域においても森林施業が見込まれているが、仮に、この地域が今後「森林生態系保護地域」として設定されるとすると、林業生産を目的とする森林施業は行われないことになる。その観点では当該地域での今後の森林施業は外接する森林が主対象となろう。

施業方法としては、基本的には前述した国有林での施業方法の基準による天然林施業、すなわち、択伐・漸伐等を中心とした非皆伐形態でのものになるだろうが、ただ、当該地域は前述したように、下流域の水源地帯であること、地域全体が自然景観に優れていること、特色ある動物・植物相は学術的にも極めて重要であること、さらに早池峰山系では古生層、蛇紋岩からなる崩壊の危険をはらむ地域をかかえていること等々から、外接する森林といえども公益的機能の発揮を期待される森林が多い。したがって、施業実施に当たっては、施業対象林分の構成樹種の特性を踏まえた更新の確実性、及び収穫作業に伴う稚幼樹の損失と林地破壊の危険性の回避など、国土保全と自然景観の維持に配慮した施業が必要とされる。

施業対象林分としては、すでに国有林で機能タイプ区分しているもののうち、②の木材生産機能・公益的機能の調和を図る森林と、③の公益的機能を主とする森林の一部が考えられ、林種はヒバ、ブナ、その他広葉樹の天然林とみてよい。樹種ごとの施業方法では、ヒバ林については現実林分内に前生の稚幼樹が比較的多いことから、すでに実行している択伐作業によって更新は十分可能と思われる。ブナ等広葉樹林については、基本的には漸伐作業、すなわち「母樹保残－地床処理－母樹収去」の作業体系を技術指針どおり実行されれば更新そのものは保証されるが、ただ、この作業の場合、どうしても更新面積が大きくなることから、一時的にしろ公益的機能が中断されるし、その林分の復元には長い年月を要する。それだけに実行に当たっては、伐採面積や伐採箇所の分散等には特段の配慮が必要とされる。

云うまでもなく、森林は地況が複雑なように林況も多様で、画一的な林業技術の投入で律しきれない面が多いものである。今後の取扱いに際しては、多面的に森林生態系の保全を志向することを踏まえて、慎重に対応することが肝要である。

2. 野生動物保護の観点からの森林の取扱い

① 貴重種の保護

貴重種の保護は緊急かつ重要な課題であるが、それに際しては生息環境の保護保全を前提として種個体群を維持できるようにすることが肝要である。葛根田・玉川地域の報告（1990）でも述べたように、健全かつ多様な遺伝子組成を持つ個体群を維持するのに必要な最少個体数（最低維持個体群：MVPという）は500頭、環境変動に耐えて絶滅を回避するMVPは高等動物で数千頭、昆虫では数万頭以上となろう。しかし、早池峰山塊に生息する貴重種でこれらのレベルを維持している種個体群は、昆虫類の一部を除き殆どないと考えられる。つまり、貴重種の保護をこの早池峰山塊のみで達成しようとするのは無理な場合が多い。早池峰山塊はわが国における貴重種個体群維持のためのネットワークの一部分を構成すると位置づけておく必要がある。その場合でも、北上山系の中核に孤立的に残された早池峰山塊の天然植生は、貴重動物の重要な生息域として可及的に広く残すことが望まれる。また、他の各種保護地域と移動交流路を確保するよう、尾根筋や溪谷沿いの自然植生を連続的に残すことが大切である。

鳥類のうち、レッドデータブックに記載されているイヌワシ、クマタカ等の大型ワシタカ類は広大な行動圏を有する。彼らは造林地でも採餌するが、豊かな餌資源を提供する自然植生が広く分布することが、彼らの生活にとって不可欠の条件である。繁殖場所の岩崖、巨木の周辺環境は特に静ひつを保つ必要がある。由井（1984）はイヌワシで巢を中心とする半径800m以内での自然植生の保護、あるいは繁殖期を避けた育林施業などを提言した。小型のワシタカ類ではそれより狭い範囲でよい。オシドリはブナ帯溪流沿いの樹洞で繁殖するので、そうした環境を残す。レッドデータブック以外の種のうち4種も記録されているフクロウ類は、森林生態系ピラミッドの高位に位置する捕食者である。フクロウ類は巨木の樹洞で繁殖するので、ブナ・ヒバ天然林を中心に広く自然植生を残す必要がある。

哺乳類では、レッドデータブックに記載されている4種のコウモリとヤマネ、モモンガについては、ブナ林を主体に巨木の樹洞のある環境に生息するので、そうした条件を備えた天然林を広く保残する。山塊上部の岩場等で繁殖するオコジョは冬期は標高500m位まで下降して生活するので、山麓の自然環境の保全に留意するとともに、移動通路としての山腹の自然植生の連続性を確保する。勿論繁殖域であるハイマツ帯の植生保護も必要である。レッドデータブック以外では、特別天然記念物のカモシカや全国的に個体群の孤立化の進んでいるツキノワグマの保護のために、やはり自然植生を広く確保す

るとともに、二次林の大径木化や人工林への広葉樹の導入を図る。そのことが山麓におけるこれら獣類による農林作物被害の抑制にもつながることになる。

両生類あるいは希少な水性昆虫については、清流を維持するような林地の取扱い法が求められる。また彼らの移動の妨げにならないよう林道、側溝、治山ダム等の設定、構造に配慮する。数多く生息する貴重な陸生昆虫類の保護については、それぞれが選好する本山塊の各種自然植生を広く確保することが要件である。また中下流域の溪畔林の維持保全が重要である。

② 動物群集の保護

森林生態系には複雑な食物連鎖が形成されており、各部分が十分に機能してはじめてその系が維持される。従って貴重種や高次の捕食者の保護にとどまらず、普通に生息する種も含めた動物群集全体の保護保全が図られねばならない。早池峰山塊で見られた典型的ないし特異な動物群集は、わが国あるいはその中の地域を代表する森林生態系の構成要素として十分保護される必要がある。

鳥類群集の分析に見られたように、本山塊の各自然植生は必ずしも十分な広さがないため、それぞれがこの付近でみられるべき全ての種を包含しているわけではない。しかし、各植生の保全状態は良好であり、それぞれの面積に対応した範囲で平均レベルの種数を維持している。標高 700m以上の範囲（約 8,000ha）で繁殖する鳥類は80種、哺乳類は36種、昆虫類も非常に多く、また昆虫を含め標高的すみわけ状態もよく維持されている。山脈一帯が広く森林で覆われており、鳥獣の季節的移動の条件もある程度具備されている。従って本山塊では、山塊全体がひとつのまとまりを持って、代表するに足る動物群集を保有していると評価するべきであろう。

しかし特に山塊下部についてはかなり施業が進み、動物群集の全体的保護にとって好ましい状態ではない。貴重種の場合と同様、山麓に残存する天然林や溪畔林は可及的に保護するとともに、移動交流路（回廊：コリダー）の確保が重要である。地域一帯の動物群集の生息環境のキャパシティを大きくするため、既存の人工林への広葉樹の導入、二次林の大径木化などを行うことが望ましい。その点で御山川上部の広葉樹の混入したカラマツ人工林の鳥類群集は、近接の天然林と組成が類似していたことが参考になろう。また天然林は、皆伐人工林化すると動物群集への影響が多大なもので、もし施業するとしても弱度の択伐にとどめるのが望ましい。